

デジタルデータサービス契約約款

ソフトバンク株式会社

第1章 総則

(約款の適用)

- 第1条** 当社は、このデジタルデータサービスに関する契約約款（以下「約款」といいます。）及びデジタルデータサービスに関する料金表（以下「料金表」といいます。）を定め、これによりデジタルデータサービスを提供します。
- 2 この約款は、平成22年10月7日において、この約款に基づいてデジタルデータ契約を締結しているものに限り適用します。

(約款の変更)

- 第2条** 当社は、この約款又は料金表を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款又は料金表によります。

(用語の定義)

- 第3条** この約款で使用する用語の意味は、次のとおりとします。

用語	用語の意味
電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介し、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの附属設備
端末設備	電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
自営端末設備	当社以外の方が設置する端末設備
自営電気通信設備	電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条第1項の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）以外の方が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
端末設備等	デジタルデータ回線に接続する端末設備その他の電気通信設備
電気通信回線	利用者（電気通信事業者との間に電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方をいいます。）が電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線設備
デジタルデータ網	主としてデータ通信の用に供することを目的として、フレームリレー方式又はATM方式により符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備

用語	用語の意味
デジタルデータサービス	当社が提供する電気通信サービスであって、デジタルデータ網により他人の通信を媒介するもの
デジタルデータ回線	デジタルデータ契約に係る電気通信回線
デジタルデータ契約	当社からデジタルデータサービスの提供を受けるための契約
デジタルデータ契約者	当社とデジタルデータ契約を締結した方
外国側国際デジタルデータ契約者	外国の電気通信事業者とデジタルデータサービスに相当する電気通信サービスの提供を受けるための契約を締結している方で、デジタルデータ契約者との間でデジタルデータサービスに係る通信を行う方
加入ポート	国際加入ポート又は国内加入ポート
国際加入ポート	デジタルデータ網と電気通信回線を相互に接続するための当社の交換設備の1の入出力端子であって、国際加入論理リンクを設定するもの
国内加入ポート	デジタルデータ網と電気通信回線を相互に接続するための当社の交換設備の1の入出力端子であって、国内加入論理リンクを設定するもの
相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
協定事業者	当社と相互接続協定を締結している電気通信事業者
他社接続回線	相互接続点において加入ポートと接続する電気通信回線であって、協定事業者が設置するもの
特定事業者	当社が別に定める協定事業者
特定他社接続回線	特定事業者が設置する他社接続回線
加入契約回線	デジタルデータ回線の一部を構成する設備で、当社の交換設備（その交換設備に接続される集線装置を含みます。以下同じとします。）とデジタルデータ契約者が指定する場所との間に当社が設置するもの
加入契約回線等	他社接続回線又は加入契約回線
加入論理リンク	国際加入論理リンク、国内加入論理リンク又は相互接続論理リンク
国際加入論理リンク	デジタルデータ契約において本邦内の端末設備とあらかじめ指定された外国の端末設備等の間に設定されるデジタルデータサービスに係る論理的通信路
国内加入論理リンク	デジタルデータ契約において本邦内の端末設備相互間に設定されるデジタルデータサービスに係る論理的通信路

用語	用語の意味
相互接続論理リンク	デジタルデータ契約において本邦内の端末設備と当社が別に定める相互接続点との間に設定されるデジタルデータサービスに係る論理的通信路
利用開始日	デジタルデータ回線に係る電気通信設備の使用を可能とした日として当社が書面により通知した日
技術基準等	端末設備等規則（昭和 60 年郵政省令第 31 号）で定める技術基準及び端末設備等の接続の技術的条件
消費税相当額	消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第2章 デジタルデータサービスの種類等

(デジタルデータサービスの種類)

第4条 当社の提供するデジタルデータサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
フレームリレーサービス	フレームリレー方式により符号の伝送交換を行うデジタルデータサービス
ATM サービス	ATM 方式により符号の伝送交換を行うデジタルデータサービス
IP-VPN サービス	インターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うデジタルデータサービス

(フレームリレーサービスの種類)

第5条 当社の提供するフレームリレーサービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種フレームリレーサービス	特定の加入契約回線を使用して行うフレームリレーサービス
第2種フレームリレーサービス	特定の他社接続回線を使用して行うフレームリレーサービス

(ATM サービスの種類)

第6条 当社の提供する ATM サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種 ATM サービス	特定の加入契約回線を使用して行う ATM サービス
第2種 ATM サービス	特定の他社接続回線を使用して行う ATM サービス

(IP-VPN サービスの種類)

第7条 当社の提供する IP-VPN サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
第1種 IP-VPN サービス	特定の加入契約回線を使用して行う IP-VPN サービス
第2種 IP-VPN サービス	特定の他社接続回線を使用して行う IP-VPN サービス

第3章 デジタルデータサービスの提供区間等

(デジタルデータサービスの提供区域等)

第8条 当社が提供するデジタルデータサービスの提供区間は、別に定めるところによります。

2 当社が提供するデジタルデータサービスの提供区域は、別に定めるところによります。

(外国における取扱制限)

第9条 外国側におけるデジタルデータサービスの取扱いに関しては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第4章 デジタルデータ契約

第1節 通 則

(加入契約の単位)

第10条 当社は、1の加入ポートごとに、1のデジタルデータ契約を締結します。

2 当社との間でデジタルデータ契約を締結できる方は、1のデジタルデータ契約につき、1の方に限ります。

(使用期間の種類)

第11条 デジタルデータ契約には、その契約期間（1か月以上とします。以下「使用期間」といいます。）により次の種類があります。

種 類	内 容
(1) 一般使用	(2)以外もの
(2) 定期使用	使用期間が次のいずれかであるもの (イ) 3年 (ロ) 5年

(定期使用に係る提供条件の特例)

第12条 定期使用に係るデジタルデータ契約者は、その使用期間内においては、当社が約款又は料金表を変更した場合であっても、第2条（約款の変更）及び料金表通則2の規定にかかわらず、変更前の約款及び料金表によるデジタルデータサービスの提供を受けることができます。

(最低使用期間)

第13条 一般使用のIP-VPNサービスに係るデジタルデータ契約には、最低使用期間があります。

2 一般使用のIP-VPNサービスの最低使用期間は1年間です。

3 第1項の最低使用期間は、利用開始日から起算します。

(デジタルデータサービスの品目等)

第14条 デジタルデータサービスに係る加入契約回線等及び加入論理リンクには、料金表に定める品目及び設備の態様による細目（以下、「品目等」といいます。）があります。

(加入契約回線の種類等)

第 15 条 デジタルデータサービスに係る加入契約回線には、当社が別に定める種類及びサービスクラスがあります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める種類及びサービスクラスは次のとおりとします。

種 類	内 容
第 1 種	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社が提供する専用回線（エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社の専用サービス契約約款に基づくものをいいます。以下同じとします。）と同等の電気通信回線設備により設置するもの
第 2 種	中部テレコミュニケーション株式会社が提供する専用回線（中部テレコミュニケーション株式会社の専用サービス契約約款に基づくものをいいます。以下同じとします。）と同等の電気通信回線設備により設置するもの
第 3 種	当社が提供する専用回線（当社の専用回線サービス契約約款に基づくものをいいます。以下同じとします。）
備考	
1 当社は、電気通信業務の委託に係る加入契約回線については、加入契約回線の終端の場所が、その加入契約回線を加入契約回線の種類に対応する電気通信事業者（以下「国内電気通信事業者」といいます。）の専用サービスの業務区域内である場合に限り提供します。	

サービスクラス	内 容
(1) 通常クラス	(2)以外のもの
(2) エコノミークラス	故障の監視を回線単位で行わないもの
備考	
1 通常クラス以外の加入契約回線については、第 58 条（料金の返還）第 2 項が適用されることを条件として提供します。	
2 エコノミークラスは、加入契約回線の種類が第 1 種の場合に限り提供します。	
3 エコノミークラスの加入契約回線には、その回線の保守の内容により、タイプ 1（営業時間外にその回線の修理又は復旧の請求を受け付けたときに、その受け付けた時刻以後の直近の営業時間においてその修理又は復旧を行うもの）とタイプ 2（タイプ 1 以外のもの）とがあります。	
4 加入契約回線の品目ごとに提供可能なサービスクラス及びタイプは、国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合と同じとします。	

(加入論理リンクの設定等)

第 16 条 当社は、料金表に定めるところにより、加入論理リンクの設定等を行います。

(加入契約回線の終端等)

第 17 条 当社は、デジタルデータ契約者が指定する建物又は工作物において、堅固に取り付けることができる場所に保安器又は配線盤等を設置し、これを加入契約回線の終端とします。

2 前項にかかわらず、加入契約回線に国内電気通信事業者が設置する回線終端装置と同等の電気通信設備を設置するものについては、これを加入契約回線の終端とします。

3 当社は、前 2 項の設置の場所を定めるときは、デジタルデータ契約者と協議します。

(最低利用期間)

第 18 条 加入契約回線には、次条（長期継続利用の取扱い）に規定する長期継続利用割引の適用を受けるものを除いて、最低利用期間があります。

2 前項の最低利用期間は、その加入契約回線の利用開始日から起算して 1 年間とします。

(長期継続利用の取扱い)

第 19 条 デジタルデータ契約者は、長期継続利用（加入契約回線を一定期間継続して利用することをいいます。以下同じとします。）を行うことにより、その加入契約回線使用料を減額する措置（以下「長期継続利用割引」といいます。）の適用を受けることができます。

2 長期継続利用には、継続して利用する期間により、その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合と同等の種類があります。

第 2 節 加入申込及びその承諾等

(加入申込)

第 20 条 デジタルデータ契約の申込み（以下「加入申込」といいます。）をしようとする方（以下「加入申込者」といいます。）は、当社が別に定める申込書に次の事項を記載して、当社に提出していただきます。

(1) 加入申込者及び外国側でデジタルデータ回線の申込みをしようとする方又は外国側デジタルデータ契約者の氏名又は商号及び住所又は居所

(2) その他デジタルデータサービスの提供に必要な事項

2 他社接続回線と接続する加入申込をしようとする方は、前項に掲げる事項のほか、当社が別に定める契約申込書に次の事項を記載して当社に提出してください。

(1) 相互に接続する他社接続回線に係るサービスの品目等

(2) 相互に接続する他社接続回線に係る区間

(3) 相互に接続する他社接続回線に係る協定事業者の氏名又は名称

(4) その他他社接続回線と接続するデジタルデータサービスの提供に必要な事項

(加入申込の承諾)

第 21 条 当社は、加入申込を承諾したときは、書面をもって通知し、デジタルデータ回線を設置します。

2 当社は、その加入申込を承諾するために必要な電気通信設備に余裕がない場合は、その承諾を延期することがあります。

3 当社は、次のいずれかに該当する場合には、その加入申込を承諾しないことがあります。

(1) その加入申込を承諾するために必要な電気通信設備の新設、改造、修理又は保守が当社の業務の遂行上又は技術上著しく支障があると認められるとき。

- (2) 加入申込者がデジタルデータサービスの料金、工事に関する費用、割増金又は遅延損害金（以下本章において「料金等」といいます。）の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (3) 他社接続回線と接続する加入申込にあつては、その他社接続回線との相互接続に関してその他社接続回線に係る協定事業者の承諾が得られないとき、又はその加入申込の内容が相互接続協定に基づき当社が別に定める条件に適合しないとき。

（契約者回線群の指定）

第 22 条 IP-VPN サービスに係るデジタルデータ契約者は、契約者回線群（IP-VPN サービスに係るデジタルデータ網内において相互に通信を行うことができる 1 群の加入契約回線等をいいます。以下同じとします。）を指定していただきます。

ただし、契約者回線群が、料金表に定める加入回線等による区別のうちゲートウェイ接続型に係る加入契約者回線等を含むものであるときは、当該ゲートウェイ接続型に係る加入契約者回線等を除き、本邦内の加入契約回線等を指定することはできません。

- 2 前項の指定をしようとする方は、当社が別に定める書面に次の事項を記載して当社に提出してください。
 - (1) 1 の契約者回線群に指定する加入契約回線等
 - (2) 前号の加入契約回線等に係るデジタルデータ契約者の氏名又は商号及び住所又は居所
 - (3) その他契約者回線群の指定に必要な事項
- 3 前 2 項の指定を行う場合において、1 の契約者回線群に係る契約者が 2 人以上あるときは、そのうちの 1 人を代表者と定め、前 2 項の手続きをとってください。代表者を変更するときも同様とします。
- 4 当社は、前項の請求を受けたときは、第 21 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

第 3 節 契約の変更等

（契約事項の変更）

第 23 条 デジタルデータ契約者は、デジタルデータ回線に係る契約事項を変更しようとするときは、この約款に別に定めがある場合を除き、その旨を書面により当社に請求してください。ただし、次の事項は変更することができません。

- (1) 使用期間（次条（使用期間の変更）の規定による場合を除きます。）
- (2) 長期継続利用の期間（第 26 条（長期継続利用に係る変更）の規定による場合を除きます。）
- 2 当社は、前項の請求を受けたときは、前条（加入申込の承諾）に準じて取り扱います。
- 3 デジタルデータ契約者は、第 1 項の各号に掲げる事項の変更を必要とするときは、第 30 条（デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除）の規定によりいったんデジタルデータ契約を解除し、新たに加入申込をしてください。

(使用期間の変更)

- 第 24 条** デジタルデータ契約者は、デジタルデータ契約の種類を一般使用から定期使用に変更しようとするときは、変更しようとする日の 10 日前までにその旨を当社に請求してください。
- 2 定期使用に係るデジタルデータ契約者は、使用期間の満了時に、そのデジタルデータ契約を定期使用に係るものとして更新しようとするときは、期間の満了の 10 日前までにその旨を当社に請求してください。
- 3 当社は、定期使用の期間満了の日の 10 日前までに前項に規定する請求又は第 31 条（デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除）に規定する通知がない場合は、デジタルデータ契約者からそのデジタルデータ契約を一般使用に係るものとして更新する旨の請求があったものとして取り扱います。
- 4 当社は、前 3 項の請求があったときは、そのデジタルデータ契約に係る通信が第 29 条（通信停止）の規定により停止されている場合を除き、その請求を承諾し、その旨をデジタルデータ契約者に通知します。

(加入契約回線の種類の変更)

- 第 25 条** 当社は、移転その他の事由によりその種類の加入契約回線の提供を継続することができなくなったときは、他の種類の加入契約回線に変更していただきます。
- 2 前項の場合において、加入契約回線の種類を変更するための工事に関する費用は、デジタルデータ契約者の責めに帰することができない事由による場合を除き、デジタルデータ契約者に負担していただきます。
- 3 当社は、第 1 項の場合に、いずれの種類の加入契約回線も提供できないときは、デジタルデータ契約者に、第 31 条（デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除）の規定によりその加入契約回線を廃止していただきます。

(長期継続利用に係る変更)

- 第 26 条** 長期継続利用の変更に係る規定は、その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合に適用される条件に準じて、当社が別に定めるところによります。

第 4 節 使用の一時中断

(使用の一時中断)

- 第 27 条** 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、加入契約回線について、使用の一時中断（その加入契約回線等を他に転用することなく一時的に使用できないようにすることをいいます。）を行います。

第5節 権利の譲渡

(権利の譲渡)

- 第28条 デジタルデータ契約に基づいて当社からデジタルデータサービスの提供を受ける権利（以下「使用权」といいます。）の譲渡は、当社の承認を受けなければその効力を生じません。
- 2 使用权の譲渡の承認を受けようとするデジタルデータ契約者は、当社が別に定める書面により、譲受人とともに当社に請求してください。ただし、その譲渡の事実を証明する書類の添付があるときは、譲渡人が単独で請求することができます。
 - 3 当社は、前項の規定により使用权の譲渡の承認の請求があったときは、その譲受人がデジタルデータサービスの料金等の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるときを除き、その請求を承諾します。
 - 4 当社が使用权の譲渡を承認したときは、新しいデジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に係る一切の権利及び義務を承継します。

第6節 通信停止及びデジタルデータ契約の解除

(通信停止)

- 第29条 当社は、デジタルデータ契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内の期間（第1号の場合にあっては、その料金等が支払われるまでの間）を定めて、そのデジタルデータ契約に係る通信を停止することがあります。
- (1) 請求書に指定する期日（以下「支払期日」といいます。）を経過してもデジタルデータサービスの料金等を支払わないとき。
 - (2) 当社の承諾を得ずに、加入契約回線等（加入契約回線に限ります。以下本条において同じとします。）に、自営端末設備、自営電気通信設備又は当社若しくは当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
 - (3) 当社が別に定める規定に違反して自営端末設備若しくは自営電気通信設備に係る当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果技術基準等に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備を加入契約回線等から取りはずさなかったとき。
 - (4) 第36条（回線相互接続の請求）第2項に規定する接続が制限されるときに該当したとき又は第45条（デジタルデータ契約者の義務）の規定に違反したとき。
 - (5) 前各号のほか、この約款の規定に違反する行為であって、デジタルデータサービスに関する当社の業務の遂行又は当社の電気通信設備に著しい支障を及ぼし、又は及ぼすおそれがある行為をしたとき。
- 2 当社は、前項の規定により通信停止をしようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び期間をデジタルデータ契約者に通知します。

(当社が行うデジタルデータ契約の解除)

第 30 条 当社は、前条（通信停止）第 1 項の規定により通信停止をされたデジタルデータ回線について、デジタルデータ契約者がなお前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合は、デジタルデータ契約を解除することがあります。

- 2 当社は、デジタルデータ契約者が前条第 1 項各号のいずれかに該当する場合に、その行為が当社の業務の遂行に著しく支障を及ぼすと認められるときは、通信停止をしないで直ちにそのデジタルデータ契約を解除することがあります。
- 3 当社は、前 2 項の規定によりデジタルデータ契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨をデジタルデータ契約者に通知します。
- 4 当社は、デジタルデータ契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったときは、そのデジタルデータ契約を解除することがあります。

(デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除)

第 31 条 デジタルデータ契約者は、デジタルデータ契約を解除しようとするときは、解除しようとする日の 10 日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

第 7 節 端末設備の提供

(端末設備の提供)

第 32 条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、業務の遂行上又は技術上支障がある場合を除き、料金表に定めるところにより端末設備を提供します。

- 2 デジタルデータ契約者は、前項の請求を行う場合は、当社が別に定める書面を当社に提出してください。
- 3 当社は、第 1 項の規定による請求があった場合において、その請求を承諾することにより、当社の業務の遂行上又は技術上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。

(端末設備の変更等)

第 33 条 デジタルデータ契約者は、当社が提供する端末設備について次の事項を変更しようとするときは、書面によりその旨を当社に請求してください。

- (1) 端末設備の種類の変更
- (2) 端末設備の移転

2 当社は、前項の請求を受けたときは、前条（端末設備の提供）に準じて取り扱います。

(端末設備の使用の一時中断)

第 34 条 当社は、デジタルデータ契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、

使用の一時中断（その端末設備を他に転用することなく一時的に使用できないようにすることをいいます。）を行います。

（端末設備の廃止）

第 35 条 デジタルデータ契約者は、当社が提供する端末設備を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の 10 日前までに、書面によりその旨を当社に通知してください。

2 当社は、当社が提供する端末設備が接続されているデジタルデータ契約回線に係るデジタルデータ契約が解除されたときは、その端末設備をそのデジタルデータ契約者の他のデジタルデータ回線に接続することとなる場合を除き、その端末設備を廃止していただきます。

第 8 節 回線相互接続

（回線相互接続の請求）

第 36 条 デジタルデータ契約者は、デジタルデータ回線の終端に接続されている端末設備等を介して、そのデジタルデータ回線と当社又は当社以外の電気通信事業者（外国の電気通信事業者を含みます。以下本条において同じとします。）が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線とを相互に接続（相互接続点における他社接続回線との相互接続に該当する場合を除きます。）しようとするときは、その旨を当社に請求してください。この場合は、当社が別に定める書類に次の事項を記載して当社に提出していただきます。

(1) 接続が行われる場所

(2) 接続される電気通信回線の種類

2 当社は、前項の請求があった場合は、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾し、その旨をデジタルデータ契約者に通知します。この場合において、当社は相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

（回線相互接続の変更）

第 37 条 デジタルデータ契約者は、回線の相互接続を変更しようとするときは、その旨を当社に通知してください。

2 前条（回線相互接続の請求）の規定は、回線の相互接続の変更について準用します。

（回線相互接続の廃止）

第 38 条 デジタルデータ契約者は、回線の相互接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知してください。

(他社接続回線との相互接続)

第 39 条 当社は、他社接続回線と接続する加入申込又は他社接続回線の移転の請求を承諾したときは、その他社接続回線と接続する相互接続点において、指定のあった他社接続回線と当社の電気通信設備との接続を行います。

(他社接続回線に係る接続変更)

第 40 条 当社は、デジタルデータ契約者からの請求があったときは、その他社接続回線と接続する相互接続点の現在の所在場所において、現在接続されている他社接続回線以外の他社接続回線への接続の変更（以下「他社接続回線接続変更」といいます。）を行います。

2 当社は、前項の請求があったときは、第 21 条（加入申込の承諾）の規定に準じて取り扱います。

(接続休止)

第 41 条 当社は、次の各号に掲げる事由によりデジタルデータ契約者がデジタルデータサービスに係る電気通信回線と相互に接続する他社接続回線を利用することができなくなったときは、その電気通信回線について当該他社接続回線との接続を休止します。（以下、「接続休止」といいます。）

- (1) 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止
- (2) 相互接続協定の解除
- (3) 相互接続協定に係る協定事業者の電気通信事業の休止

2 前項に規定する接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して 1 年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、その電気通信回線に係るデジタルデータ契約を解除されたものとして取扱います。この場合、当社はそのことをその電気通信回線に係るデジタルデータ契約者に通知します。

第 9 節 設備の修理又は復旧等

(設備の修理又は復旧)

第 42 条 デジタルデータ契約者は、デジタルデータサービスの利用中において異常を発見したときは、端末設備等（当社が設置した電気通信設備を除きます。）に故障がないことを確認のうえ、当社に修理又は復旧の請求をしてください。

2 当社は、当社が設置する電気通信設備に障害を生じ、又はその設備が滅失したことを知ったときは、速やかにその設備を修理し、又は復旧します。

3 当社は、第 1 項の請求に基づいて係員を派遣し、当社が設置した電気通信設備について異常の有無を調査した結果、異常の原因がデジタルデータ契約者の電気通信設備等にあったと認められるときは、デジタルデータ契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。

(運用の一時停止)

第 43 条 当社は、デジタルデータ回線の試験、調整及び保守のために必要があるときは、あらかじめデジタルデータ契約者と協議のうえ、デジタルデータ回線の運用を一時停止することがあります。

(電気通信設備の変更に伴う端末設備等の変更等)

第 44 条 当社又は外国の電気通信事業者が設置する電気通信設備についてやむを得ない限度において技術的な条件（技術基準等及び技術的事項を含みます。）の変更が行われた場合であって、端末設備等（当社が設置した電気通信設備を除きます。）の改造又は変更が必要となったときは、デジタルデータ契約者にその改造又は変更を行っていただきます。

第 10 節 デジタルデータ契約者の義務等

(デジタルデータ契約者の義務)

第 45 条 デジタルデータ契約者は、当社が設置する電気通信設備について、次の事項を守らなければなりません。

- (1) 善良な管理者の注意をもってその設備を保管すること。
 - (2) 天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備を移動し、取りはずし、変更し又は分解しないこと。
 - (3) 当社が承諾したとき又は天災その他の災害に際して保護する必要があるときを除き、その設備に線を連絡し、又は他の機械等を取り付けないこと。
 - (4) 前各号のほか電気通信サービスに関する当社の業務の遂行に妨害を与える行為をしないこと。
- 2 デジタルデータ契約者は、前項の規定の適用については、当社が設置する電気通信設備について、善良な管理者の注意を怠らなかった場合を除いて、デジタルデータ契約者以外の方の行為についても当社に対して責任を負わなければなりません。
- 3 デジタルデータ契約者は、前 2 項の規定に違反して、その設備を亡失し、又は毀損したときは、その補充、修理その他の工事に要する費用を負担しなければなりません。

(土地、建物等に与えた損害の負担)

第 46 条 当社が電気通信設備の設置、廃止、移転又は修理の工事にあたって、デジタルデータ契約者の土地、建物その他の工作物にやむを得ない限度において与えた損害は、デジタルデータ契約者に負担していただきます。

第5章 通信

(通信方法)

第47条 当社は、デジタルデータサービスに係る通信方法についての詳細を当社において掲示します。

(非常事態が発生した場合等における利用の制限)

第48条 当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は当社が設置する電気通信設備の障害その他やむを得ない事由によりデジタルデータサービスに係る通信の全部を提供できなくなったときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、デジタルデータサービスの通信の一部を停止する措置をとることがあります。

第6章 料金等

第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

- 第49条 当社が定めるデジタルデータサービスの料金は、使用料及び通信料とし、料金表に規定するとおりとします。
- 2 当社が定めるデジタルデータサービスの工事に関する費用は、工事に関する費用とし、料金表に規定するとおりとします。

第2節 料金の計算方法等

(料金の計算方法等)

- 第50条 料金の計算方法並びに料金及び工事に関する費用の支払い方法は、料金表通則に定めるところによります。

第3節 料金等の支払義務

(契約料等の支払義務)

- 第51条 デジタルデータ契約者は、加入申込を行い、その承諾を受けたときは、契約料及び初期費用を支払わなければなりません。

(月額料金の支払義務)

- 第52条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に基づいて当社がデジタルデータサービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始した日から起算してその契約の解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があった日の前日までの期間（提供を開始した日と解除若しくは廃止があった日が同一である場合は、1日間とします。）について、料金表に規定する料金のうち月額で規定されているもの（以下「月額料金」といいます。）の支払いを要します。
- 2 前項の期間において、使用の一時中断等によりデジタルデータサービス又は端末設備若しくは付加機能を使用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。
- (1) 第27条（使用の一時中断）若しくは第34条（端末設備の使用の一時中断）の規定により電気通信設備の使用を一時中断した場合又は第43条（運用の一時停止）の規定によりデジタルデータ回線の使用が一時停止された場合であっても、その期間中における月額料金を支払わなければなりません。
- (2) 第29条（通信停止）の規定によりデジタルデータ契約に係る通信を停止された場合であっても、通信停止期間中における月額料金を支払わなければなりません。

- 3 デジタルデータ契約者は、デジタルデータ契約について、その加入契約回線の使用開始日又はその加入契約回線の種類の変更の日から起算して1年以内に次の表の左欄に掲げる事項が発生した場合は、同表の右欄に掲げる額を支払わなければなりません。

区 分	支払いを要する額
(1) 次のいずれかによる加入契約回線の廃止 (ア) デジタルデータ契約の解除 (イ) 加入契約回線の種類の変更	1年間に対する残余の期間に対応する加入契約回線使用料（その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合において、その電気通信事業者が算定する額（消費税相当額を加算しない額とします。）に相当する額とします。）
(2) 加入契約回線に係る次のいずれかの変更 (ア) 加入契約回線の品目又は種別の変更 (イ) 加入契約回線の移転 (ウ) 加入契約回線のサービスクラスの変更（同じサービスクラスの中でのタイプの変更を含みます。） (エ) ATM専用品目の加入契約回線の1芯式と2芯式の区別の変更	変更前の加入契約回線使用料の額から変更後の加入契約回線使用料の額を控除し、残額がある場合のその残額について、1年間に対する残余の期間に対応する額（その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合において、その電気通信事業者が算定する額（消費税相当額を加算しない額とします。）に相当する額とします。）

- 4 長期継続利用に係るデジタルデータ契約者は、長期継続利用の期間が満了する前に次の表の左欄に掲げる事項が生じた場合は、同表の右欄に掲げる額を一括して支払わなければなりません。

区 分	支払いを要する額
(1) 次のいずれかによる加入契約回線の廃止 (ア) デジタルデータ契約の解除 (イ) 加入契約回線の種類の変更	その長期継続利用の期間満了日までの残余の期間に対応する加入契約回線使用料に当社が備考欄に定める率を乗じて得た額とします。（その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合において、その電気通信事業者が算定する額（消費税相当額を加算しない額とします。）に相当する額とします。）
(2) 加入契約回線に係る次のいずれかの変更 (ア) 加入契約回線の品目又は種別の変更 (イ) 加入契約回線の移転 (ウ) 加入契約回線のサービスクラスの変更（同じサービスクラスの中でのタイプの変更を含みます。） (エ) ATM専用品目の加入契約回線の1芯式と2芯式の区別の変更	変更前の加入契約回線使用料の額から変更後の加入契約回線使用料の額を控除し、残額がある場合のその残額について、その長期継続利用の期間満了日までの残余の期間に対応する額に当社が備考欄に定める率を乗じて得た額とします。（その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合において、その電気通信事業者が算定する額（消費税相当額を加算しない額とします。）に相当する額とします。）
備考	表の右欄において乗じる率は、その加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合にその電気通信事業者が適用する率と同じものとします。

第53条 削除

（定期使用に係る解約料の支払義務）

- 第54条 定期使用に係るデジタルデータ契約者は、使用期間の満了前に第30条（当社が行うデジタルデータ契約の解除）又は第31条（デジタルデータ契約者が行うデジタルデータ契約の解除）の規定によるデジタルデータ契約の解除があったときは、その残余の期間に対応する通信料に相当する額を支払わなければなりません。

- 2 定期使用に係るデジタルデータ契約者は、使用期間の満了前に第23条（契約事項の変更）の規定により加入ポートの品目の変更、加入論理リンクの種類、品目若しくは取扱地域の変更又は加入論

理リンクの廃止を行った場合において、変更又は廃止前の通信料の額から変更後の通信料の額を控除し、残額がある場合のその残額について、その使用期間の満了日までの残余の期間に対応する額に相当する額を支払わなければなりません。

(最低使用期間に係る解約料の支払義務)

第 55 条 一般使用の IP-VPN サービスに係るデジタルデータ契約者は、最低使用期間の満了前に IP-VPN サービス契約の解除があったときは、その残余の期間に対応する使用料に相当する額を支払わなければなりません。

(工事に関する費用の支払義務)

第 56 条 デジタルデータ契約者は、当社に加入申込又は工事を要する請求を行い、その承諾を受けたときは、工事に関する費用を支払わなければなりません。

第 4 節 特定他社接続回線の料金等

(特定他社接続回線の料金等)

第 57 条 デジタルデータ契約者は、そのデジタルデータ契約に基づいて使用する特定他社接続回線の料金等（デジタルデータサービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用であって、当社が設定するものをいいます。以下同じとします。）を当社に支払っていただきます。

2 特定他社接続回線の料金等に関するその他の提供条件は、この約款に定めるところによる他、特段の定めがある場合を除き、その特定他社接続回線に係るデジタルデータ契約の場合に準ずるものとします。

第 5 節 料金等の返還

(料金の返還)

第 58 条 当社は、デジタルデータ契約者（IP-VPN サービスに係るものを除きます。以下本条において同じとします。）又は外国側デジタルデータ契約者の責めに帰することができない事由により、デジタルデータ契約者がそのデジタルデータサービスに係る電気通信設備（当社が設置したものに限り、）を使用することができない場合において、そのデジタルデータ契約者がそのことを当社に通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときは、その知った時刻とします。）から、その電気通信設備を使用することが可能となったことを相互に確認した時刻まで、1 時間以上その状態が継続したときは、その連続して使用することができなかった時間数（30 分未満の端数は切り捨て、30 分以上の端数は 1 時間に切り上げます。）に使用することができなかった電気通信設備に係る料金の月額額の 720 分の 1 を乗じて得た額を、デジタルデータ契約者からの請求により、減額又は

返還します。

- 2 前項において、使用することができない電気通信設備が通常クラス以外の加入契約回線の場合の減額又は返還の額は、前項の規定にかかわらず、その電気通信回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合において、その電気通信事業者が定める料金の支払を要しない時間に相当する時間数に、加入契約回線使用料の月額720分の1を乗じて得た額とします。
- 3 当社は、第1項又は第2項に規定する料金返還の事由が発生した日から起算して6か月を経過したときは、その料金の減額又は返還に応じません。
- 4 当社は、第1項若しくは第2項、次条第1項若しくは第2項、第59条の2（IP-VPNサービスに係る料金返還）第1項若しくは第4項及び第60条（工事に関する費用の返還）第1項に定めるほか、デジタルデータサービスの提供にあたって、デジタルデータサービスを利用する方に与えた損害についての賠償の責任を負いません。ただし、当社の故意又は重大な過失によりデジタルデータサービスの提供をしなかった場合は、この限りではありません。
- 5 当社は、国際通信に係るデジタルデータサービスの提供に伴い、当該デジタルデータ契約者に与えた損害については賠償の責任を負いません。

（特別条件による料金の返還）

第59条 当社は、料金返還に係る特別条件が適用されるデジタルデータ回線（フレームリレーサービス又はATMサービスに係るものに限り、以下本条において同じとします。）について、当社又は外国の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、その使用を開始予定日までに行うことができない場合には、そのデジタルデータ回線の国際加入ポート料月額に次の表に定める返還率を乗じて得た額を、減額又は返還します。

使用開始日	返還率
(1) 使用開始予定日の翌日から起算して1日以上10日以内のとき	25%
(2) 使用開始予定日の翌日から起算して11日以上20日以内のとき	50%
(3) 使用開始予定日の翌日から起算して21日以上 のとき	100%

- 2 当社は、料金返還に係る特別条件が適用されるデジタルデータ回線について、当社又は外国の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、デジタルデータ契約者がそのフレームリレーサービスに係る加入論理リンク（当社が設置したものに限り、）を使用することができない場合は、その稼働率に応じて、次の表に掲げるとおりそのデジタルデータ回線に係る通信料の内国際加入ポート料を、デジタルデータ契約者からの請求により、減額又は返還します。

加入論理リンク又は利用論理リンクに係る取扱対地	稼働率	減額または返還する料金額
-------------------------	-----	--------------

(1) アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）又はグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の場合	99.9% 未満	国際加入ポート料月額
(2) (1)以外の場合	99.7% 未満	

- 3 前項の稼働率は、サービス提供時間より累積障害時間を控除した時間をサービス提供時間で除した割合をいいます。（「サービス提供時間」及び「累積障害時間」は次の表に掲げる時間をいいます。）

	内 容
サービス提供時間	その暦月の日数に 24 時間を乗じて得た時間より、係る暦月において第 27 条（通信停止）及び第 41 条（運用の一時停止）の規定により通信停止若しくは運用の一時停止があった時間又は通常クラス以外の加入契約回線を使用することができなかった時間を控除した時間。
累積障害時間	使用することができなかった加入論理リンクごとに、その使用することができなかった時間（その契約者がそのことを当社に通知した時刻（その前に当社が知ったときは、その知った時刻とします。）から、その加入論理リンクを使用することが可能となったことを相互に確認した時刻までとします。）を 1 暦月ごとに合算した合計時間。

- 4 当社又は外国の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、加入契約回線を使用することができない場合は、加入論理リンクを使用することができないものとみなして前項を適用します。
- 5 第 2 項の規定にかかわらず、相互接続論理リンクに起因する事由により加入論理リンクを使用することができない場合は、第 2 項の規定は適用されません。
- 6 第 2 項及び前条の規定に係る国際加入ポート料の減額又は返還は、国際加入ポート料の通信料月額を上限とします。

（IP-VPN サービスに係る料金の返還）

- 第 59 条の 2** 当社は、IP-VPN サービスに係るデジタルデータ回線について、当社又は外国の電気通信事業者の責めに帰すべき事由により、デジタルデータ契約者がその加入ポート（料金表に定める加入回線等による区別のうちゲートウェイ接続型に係るものを除きます。以下、本条第 1 項から第 3 項まで同じとします。）に係る通信を使用することができない場合は、その稼働率に応じて、次の表に掲げるとおりそのデジタルデータ回線の加入ポート料月額に次の表に定める返還率を乗じて得た額を、当社が回線接続装置を設置したときに限り減額又は返還します。

区 別		稼働率	返還率
(1) 冗長回線サービスを利用している場合		99.7% 以上、99.9% 以下	25%
		99.7% 未満	50%
(2) (1)以外の場合		99.5% 以上、99.7% 以下	25%
		99.5% 未満	50%

- 2 前項の稼働率は、サービス提供時間より累積障害時間を控除した時間をサービス提供時間で除した割合をいいます。（「サービス提供時間」及び「累積障害時間」は次の表に掲げる時間をいいます。）

	内 容
サービス提供時間	その暦月の日数に 24 時間を乗じて得た時間より、係る暦月において第 27 条（通信停止）及び第 41 条（運用の一時停止）の規定により通信停止又は運用の一時停止があった時間を控除した時間。
累積障害時間	IP-VPN サービスの加入ポートに係る通信を使用することができなかった時間（その契約者がそのことを当社に通知した時刻（その前に当社が知ったときは、その知った時刻とします。）から、その加入ポートに係る通信を使用することが可能となったことを相互に確認した時刻までとします。）を 1 暦月ごとに合算した合計時間。

- 3 第 1 項の規定に係る加入ポート料の減額又は返還は、1 ヶ月ごとに加入ポート料の通信料月額額の 2 分の 1 を上限とします。
- 4 当社は、デジタルデータ契約者（IP-VPN サービスのゲートウェイ接続型の加入ポートに係るものに限ります。以下第 6 項までにおいて同じとします。）又は外国側デジタルデータ契約者の責めに帰さない事由により、デジタルデータ契約者がそのデジタルデータサービスに係る電気通信設備（当社が設置したものに限り、）を使用することができない場合において、そのデジタルデータ契約者がそのことを当社に通知した時刻（その前に当社がそのことを知ったときは、その知った時刻とします。）から、その電気通信設備を使用することが可能となったことを相互に確認した時刻まで、1 時間以上その状態が継続したときは、その連続して使用することができなかった時間数（30 分未満の端数は切り捨て、30 分以上の端数は 1 時間に切り上げます。）に使用することができなかった電気通信設備に係る料金の月額額の 720 分の 1 を乗じて得た額を、デジタルデータ契約者からの請求により、減額又は返還します。
- 5 当社は、第 1 項又は第 2 項に規定する料金返還の事由が発生した日から起算して 6 か月を経過したときは、その料金の減額又は返還に応じません。
- 6 第 4 項の規定に係る加入ポート料の減額又は返還は、加入ポート料の通信料月額額を上限とします。

(工事に関する費用の返還)

第 60 条 当社は、工事に関する費用の支払を受けている場合において、次に該当するときは、デジタルデータ契約者からの請求によりその費用を返還します。

区 分	返還する費用
当社がその工事に着手する前に、デジタルデータ契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取消しがあったとき。	取消しに係る工事に関する費用の全部
当社がその工事に着手した後、工事完了前にデジタルデータ契約の解除又は工事を要する請求の一部又は全部の取消しがあったとき。	取消しに係る工事に関する費用（工事費及び線路設置費については、未工事分に相当する額に限ります。）

2 第 58 条（料金の返還）第 3 項の規定は、工事に関する費用の返還に準用します。

第7章 雑則

(割増金)

第61条 デジタルデータサービスの料金又は工事に関する費用（以下本条において「料金等」といいます。）を不法に免れた方は、その免れた額のほか、その免れた額の2倍に相当する額（料金表通則3の各号に掲げる料金等を免れた場合には、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額とします。）を、割増金として支払わなければならないとします。

(遅延損害金)

第62条 デジタルデータサービスの料金、工事に関する費用又は割増金（以下本条において「料金等」といいます。）の支払義務者は、支払期日までにその料金等を支払わないときは、支払期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として支払わなければならないとします。ただし、支払いのなかった料金等の翌料金月分の料金の支払期日までに支払いがあったときは、この限りではありません。

2 前項の規定により計算して得た額に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。

(デジタルデータ契約者からの加入契約回線等の設置場所の提供等)

第63条 デジタルデータ契約者からの加入契約回線等の設置場所の提供等については、当社が別に定めるところによります。

(デジタルデータサービスに関する技術的事項)

第64条 デジタルデータサービスを利用する場合において、端末設備等を接続するための主な技術的事項は、別表のとおりとします。

2 当社は、前項の技術的事項に関する詳細を当社において掲示します。

(法令に規定する事項)

第65条 デジタルデータサービスの提供又は利用にあたり、法令に定めのある事項については、その定めるところによります。

(閲覧)

第66条 この約款において、別に定めるとしている事項については、当社は、閲覧に供します。

(附帯サービス)

第67条 デジタルデータサービスに係る附帯サービスの取扱いについては、別に定めるところによります。

別 記

1 提供区域等

- (1) 当社が提供するデジタルデータサービスの提供区間は、次に掲げるとおりとします。
 - ア 相互接続点（他社接続回線と相互接続する場合に限り、）又は提供区域内の加入契約回線の終端相互間
 - イ 相互接続点（他社接続回線と相互接続する場合に限り、）又は提供区域内の加入契約回線の終端と取扱地域間

2 デジタルデータ契約者の地位の承継

- (1) デジタルデータ契約者について相続又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、デジタルデータ契約者の地位を承継します。
- (2) 前項の規定により使用契約者の地位を承継した方は、速やかにデジタルデータ契約者の地位を承継したことを証明する書類を添えて、その旨を当社に届け出てください。
- (3) 第1項の場合において、相続により使用契約者の地位を承継した方が2人以上あるときは、そのうちの1人を代表者と定め、前項の手続きをとってください。代表者を変更するときも同様とします。
- (4) 前項の規定による代表者の届出がないときは、当社が代表者を指定します。

3 デジタルデータ契約者の氏名等の変更

- (1) デジタルデータ契約者は、その氏名若しくは商号又は住所若しくは居所について変更があったときは、速やかに書面によりそのことを当社に届け出てください。

4 自営端末設備の接続

- (1) 自営端末設備の設置範囲は、次のとおりとします。
 - ア 加入契約回線の終端のある建物内
 - イ 前号の建物が所在する敷地内（道路、河川、他人の土地等によって分離されていない地域に限り、）又は区画内
 - ウ 前2号に準ずる区域内
- (2) デジタルデータ契約者は、加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営端末設備を接続しようとするときは、その旨を当社に請求してください。この場合は、当社が別に定める書類を当社に提出してください。
- (3) 当社は、前項の請求があったときは、次の事項に該当する場合を除き、その請求を承諾し、その旨をデジタルデータ契約者に通知します。
 - ア 請求に係る接続が技術基準等に適合しないとき。
 - イ 請求に係る接続が電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下、「事業法施行規則」といいます。）第31条で定める場合に該当するとき。
- (4) デジタルデータ契約者は、自営端末設備の接続を変更しようとするときは、その旨を当社に請求してください。この場合において、前各項及び別記5（自営端末設備の接続の検査等）の規定は、自営端末設備の接続の変更について準用します。

- (5) デジタルデータ契約者は、自営端末設備の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社に通知してください。

5 自営端末設備の接続の検査等

- (1) デジタルデータ契約者は、次に定める場合を除き、当社の検査を受け、その自営端末設備の接続が別記4（自営端末設備の接続）第3項各号のいずれにも該当していないと認められた後でなければ、その自営端末設備を使用することができません。
- ア 技術基準適合認定規則様式第7号又は第14号の表示が付されている端末機器を接続するとき。
- イ 事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
- (2) デジタルデータ契約者は、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するように保守しなければなりません。
- (3) 当社は、自営端末設備に異常がある場合その他当社の提供する電気通信サービスの提供に支障がある場合において必要と認めるときは、その自営端末設備の接続が別記4（自営端末設備の接続）第3項各号に該当していないかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、デジタルデータ契約者は、正当な事由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除き、その検査を拒んではなりません。
- (4) 前項の検査を行った結果、自営端末設備の接続が別記4（自営端末設備の接続）第3項各号のいずれかに該当していると認められるときは、デジタルデータ契約者は、その自営端末設備を国内専用回線から取りはずさなければなりません。
- (5) デジタルデータ契約者は、前4項の規定の適用については、その加入契約回線に接続する自営端末設備のうちデジタルデータ契約者以外の方が設置したものについても、当社に対して責任を負わなければなりません。
- (6) 第1項及び第3項の検査を行う場合は、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

6 自営電気通信設備の接続

- (1) デジタルデータ契約者は、加入契約回線の終端において、又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その加入契約回線に自営電気通信設備を接続しようとするときは、その旨を当社に請求してください。この場合は、当社が別に定める書類を当社に提出してください。
- (2) 当社は、前項の請求があったときは、次の事項に該当する場合を除き、その請求を承諾し、その旨を使用契約者に通知します。
- ア 請求に係る接続が技術基準等に適合しないとき。
- イ その自営電気通信設備を接続することにより当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、当社が総務大臣の認定を受けたとき。
- (3) デジタルデータ契約者は、自営電気通信設備の接続を変更しようとするときは、その旨を当社に請求してください。この場合において、前各項及び別記7（自営電気通信設備の接続の検査等）の規定は、自営電気通信設備の接続の変更について準用します。
- (4) デジタルデータ契約者は、自営電気通信設備の接続を廃止しようとするときは、その旨を当社

に通知してください。

7 自営電気通信設備の接続の検査等

- (1) デジタルデータ契約者は、当社の検査を受け、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合していると認められた後でなければ、その自営電気通信設備を使用することができません。
- (2) デジタルデータ契約者は、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するように保守しなければなりません。
- (3) 当社は、自営電気通信設備に異常がある場合その他当社の提供する電気通信サービスの提供に支障がある場合において必要と認めるときは、その自営電気通信設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行うことがあります。この場合において、デジタルデータ契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則で定める場合を除き、その検査を拒んではなりません。
- (4) 前項の検査を行った結果、自営電気通信設備が技術基準等に適合していると認められないときは、デジタルデータ契約者は、その自営電気通信設備を加入契約回線から取りはずさなければなりません。
- (5) デジタルデータ契約者は、前4項の規定の適用については、その加入契約回線に接続する自営電気通信設備のうちデジタルデータ契約者以外の方が設置したものについても、当社に対して責任を負わなければなりません。
- (6) 第1項及び第3項の検査を行う場合は、当社の係員は、所定の証明書を提示します。

8 デジタルデータ契約者からの加入契約回線等の設置場所の提供等

- (1) 加入契約回線の終端のある構内（これに準ずる区域を含みます。以下別記8において同じとします。）又は建物内において、当社が加入契約回線等を設置するために必要な場所は、その使用契約者から提供していただきます。
- (2) 当社は加入契約回線の終端のある構内又は建物内において、デジタルデータ契約者から管路等の特別な設備を使用して加入契約回線等を設置することを求められたときはデジタルデータ契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

9 デジタルデータ契約者からの電気の提供

- (1) 当社がイーサネット通信契約に基づいて設置する端末設備その他の電気通信設備に必要な電気は、デジタルデータ契約者から提供していただくことがあります。

10 協定事業者の電気通信サービスに係る手続きの代行

- (1) 当社は、加入申込者又はデジタルデータ契約者から請求があったときは、当社のデジタルデータサービスと一体的に利用する協定事業者の専用サービス等の利用に係る協定事業者に対する申込、請求、届出その他当社が別に定める事項について、手続きの代行を行います。

11 デジタルデータ契約者に係るパーソナルデータの利用

- (1) 当社は、デジタルデータ契約者に係るパーソナルデータ（個人に関するすべてのデータを意味

し、個人情報保護法における個人情報には限りません。以下同じとします。)の取扱いに関する指針(以下「プライバシーポリシー」といいます。)を定め、これを当社のホームページ等において掲示します。

- (2) パーソナルデータの取扱いに関して、この約款に別段の定めがあるときは、プライバシーポリシーの定めに関わらずこの約款の定めるところによります。

料金表

通 則

(料金表の適用)

- 1 デジタルデータサービスに関する料金及び工事に関する費用（以下「料金等」といいます。）は、この料金表に規定するところ（以下「料金表」といいます。）により適用します。

(料金等の変更)

- 2 当社は、デジタルデータサービスに関する料金等を変更することがあります。この場合には、変更後の料金等によります。

(料金の設定)

- 3 デジタルデータサービスに係る特定他社接続回線の料金及び工事に関する費用については、当社が設定するものとします。ただし、特定事業者の契約約款に規定するところによりその特定事業者が定める料金及び工事に関する費用についてはこの限りではありません。
- 4 前項の規定により当社が設定する特定他社接続回線の料金等は、この料金表に規定するところにより適用します。この場合において、特定他社接続回線の種類、品目及び通信又は保守の態様による細目については、特定事業者の契約約款に規定するところによります。

(料金の計算方法)

- 5 当社は、デジタルデータ契約者がそのデジタルデータ契約に基づき支払う料金は、料金月（1の暦月の起算日（当社がデジタルデータ契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）に従って計算します。
- 6 当社は、次の場合が生じたときは、月額料金をその利用日数に応じて日割します。
 - (1) 料金月の初日以外の日にデジタルデータサービス又は端末設備若しくは付加機能の提供の開始があったとき。
 - (2) 料金月の初日以外の日にデジタルデータサービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (3) 料金月の初日にデジタルデータサービス又は端末設備若しくは付加機能の提供を開始し、その日にそのデータサービスの解除又は端末設備若しくは付加機能の廃止があったとき。
 - (4) 料金月の初日以外の日に月額料金の額の改定があったとき。この場合改定後の月額料金は、その改定があった日から適用します。

- (5) 料金月の初日以外の日にデジタルデータサービスの品目の変更等により月額料金の額が増加又は減少したとき。(この場合、増加又は減少後の月額料金は、その増加又は減少のあった日から適用します。)
- (6) 8の規定に基づく起算日の変更があったとき。

7 6の規定による月額料金の日割は、暦日数により行います。

8 当社は、当社の業務の遂行上やむを得ない場合は、5に規定する料金月の起算日を変更することがあります。

(端数処理)

9 当社は、料金その他の計算において、その計算結果に1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。ただし、この約款及び料金表において端数処理に係る特段の規定がある場合は、この限りではありません。

(料金等の支払い)

10 約款第51条(契約料等の支払義務)、第52条(月額料金の支払義務)、第54条(定期使用に係る解約料の支払義務)、第55条(最低使用期間に係る解約料の支払義務)、第56条(工事に関する費用の支払義務)及び第57条(特定他社接続回線の料金等)の規定により料金等の支払義務がある方は、デジタルデータサービスに関する料金及び工事に関する費用の請求を受けたときは、その支払期日までにその料金等を当社又は当社が指定する所に支払わなければなりません。

(消費税相当額の加算)

11 この約款及び料金表に基づき使用契約者が支払いを要する料金等の額は、この料金表に規定する額(税抜価額(消費税相当額を加算しない額をいいます。))とします。)に消費税相当額を加算した額とします。この場合において、消費税相当額に1円未満の端数が生じたときはこれを切り捨てます。ただし、国際論理リンクを用いるデジタルデータサービスに係る料金等については、この限りではありません。

(料金等の臨時減免)

12 当社は、災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、この約款及び料金表の規定にかかわらず、臨時に、その料金等を減免することがあります。

第1表 デジタルデータサービスの料金等

第1部 フレームリレーサービスの料金

1 適用

1-1 加入ポートの品目等に係る料金の適用

- (1) フレームリレーサービスに係る加入契約回線及び加入ポートであって、国際加入論理リンクを設定することができるものには、次の品目があります。

品 目	内 容
64Kbps	64 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
128Kbps	128 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
192Kbps	192 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
256Kbps	256 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
384Kbps	384 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
512Kbps	512 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
768Kbps	768 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
1Mbps	1,024 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
1.5Mbps	1,536 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
45Mbps	44,210 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
備 考	
1	1のデジタルデータ契約について、フレームリレーサービスに係る加入契約回線の品目と加入ポートの品目とは、同じでなければなりません。
2	フレームリレーサービスに係る加入ポートには、加入契約回線に代えて、デジタルデータ契約者が契約した国際ISDN加入契約回線又は国際専用回線の国内回線部分のうちの使用していない通信路を接続することができます。
3	備考2の場合は、それぞれの加入ポートに接続される通信路の符号伝送の速度をフレームリレーサービスに係る加入契約回線の品目とみなして備考1を適用します。
4	相互接続論理リンクを介して利用する第2種フレームリレーサービスについては、45Mbpsの加入ポートを利用することはできません。

- (2) フレームリレーサービスに係る加入契約回線及び加入ポートであって、国内加入論理リンクを設定することができるものには、次の品目があります。

品 目	内 容
512Kbps	512 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
1Mbps	1,024 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
1.5Mbps	1,536 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
3Mbps	3,072 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
4.5Mbps	4,608 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
6Mbps	6,144 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
50Mbps	50,000 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの

1-2 加入論理リンクの品目等に係る料金の適用

(1) 国際加入論理リンクには、次の品目があります。

品 目	内 容
0Kbps	0 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
4Kbps	4 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
8Kbps	8 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
16Kbps	16 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
24Kbps	24 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
32Kbps	32 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
40Kbps	40 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
48Kbps	48 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
56Kbps	56 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
64Kbps	64 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
96Kbps	96 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
128Kbps	128 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
160Kbps	160 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
192Kbps	192 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
224Kbps	224 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
256Kbps	256 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
320Kbps	320 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
384Kbps	384 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
448Kbps	448 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
512Kbps	512 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
576Kbps	576 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
640Kbps	640 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
704Kbps	704 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
768Kbps	768 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
832Kbps	832 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
896Kbps	896 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
960Kbps	960 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
1Mbps	1,024 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
1.5Mbps	1,536 キロビット/秒以上の符号伝送が可能なもの
2Mbps から 1Mbps ごとに 24Mbps まで	品目に示す符号伝送速度（「Mbps」は「メガビット/秒」と読み替えます。）による符号伝送が可能なもの
備 考	
1 各品目は、網が通常の状態、送信又は受信のいずれかの片方向で可能な符号伝送の速度をいいます。	
2 相互接続論理リンクを介して利用する第 2 種フレームリレーサービスについては、1Mbps を超える品目の国際加入論理リンクを利用することはできません。	

(2) 国際加入論理リンクには、その提供条件により、次の区別があります。

(イ) 料金の返還条件に係るもの

区 別	内 容
(1) 料金返還に係る特別条件が適用されるもの	約款第 59 条（特別条件による料金の返還）の規定（以下「料金返還に係る特別条件」といいます。）が適用されるもの。
(2) 通常の料金返還条件が適用されるもの	(1) 以外のもの。

(ロ) 輻輳時の取扱いに係るもの

区 別	内 容
(1) 加入優先論理リンク	国際加入論理リンクに係るデジタルデータ回線が輻輳している場合に、通常の論理リンクよりデジタルデータ回線内の符号伝送に係る優先度が高いもの
(2) 通常の加入論理リンク	(1) 以外のもの。

備 考

- 0Kbps、4Kbps、8Kbps、576Kbps、640Kbps、704Kbps、832Kbps、896Kbps 及び 960Kbps の品目に係る国際加入論理リンクについては、加入優先論理リンクに係る取扱いを受けることはできません。
- 相互接続論理リンクを介して利用する第 2 種フレームリレーサービスについては、加入優先論理リンクに係る取扱いを受けることはできません。

(3) 国内加入論理リンクには、次の品目があります。

品 目	内 容
0.5Mbps	512 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1Mbps	1,024 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
1.5Mbps	1,536 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
2Mbps	2,048 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
3Mbps	3,072 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
4.5Mbps	4,608 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
6Mbps	6,144 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
7Mbps	7,000 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
8Mbps	8,000 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
9Mbps	9,000 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
12Mbps	12,000 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの
15Mbps	15,000 キロビット/秒までの符号伝送が可能なもの

備 考

- 各品目は、網が通常の状態、送信及び受信のそれぞれについて使用可能な符号伝送の速度の上限をいいます。
- デジタルデータ契約者は、網が通常の状態において、送信及び受信のそれぞれについて、設定した国内加入論理リンクの品目に係る符号伝送の速度の 75%以上を常時使用することができます

1-3 加入論理リンクの設定等

- (1) 当社は、次のことを条件として、加入論理リンクに係る設定を行います。
 - (イ) その加入論理リンクが国際加入論理リンクである場合は、1 の国際加入ポートごとに、1 の送信の国際加入論理リンクと1 の受信の国際加入論理リンクを1組とし、組単位で設定すること。
 - (ロ) 各国際加入論理リンクの品目の符号伝送の速度が、その国際加入ポートの品目の符号伝送の速度未満であること。
 - (ハ) 1 の国際加入ポートに係る国際加入論理リンクの品目の符号伝送の速度を送受信別々に合計した値が、いずれもその国際加入ポートの品目の符号伝送の速度の2倍を超えないこと。
 - (ニ) 1 の国際加入ポートに係る通信は、送信又は受信それぞれについて、その符号伝送の速度の値を合計した値がその国際加入ポートの品目に係る符号伝送の速度の値を超えて同時に行うことはできないこと。
 - (ホ) その加入論理リンクが相互接続論理リンクを介して利用する第2種フレームリレーサービスである場合は、相互に接続する協定事業者の電気通信サービスによりその品目及び設定が制限されることがあること。
 - (ヘ) その加入論理リンクが国内加入論理リンクである場合は、各国内加入論理リンクの品目に係る符号伝送の速度は、その国内加入ポートの品目に係る符号伝送の速度を超えないこと。
 - (ト) 1-2 (3)の備考2の規定に関わらず、1 の国内加入ポートに係る通信は、送信又は受信それぞれについて、その符号伝送の速度の値を合計した値がその国内加入ポートの品目に係る符号伝送の速度の値を超えて同時に行うことはできないこと。

1-4 加入論理リンクの取扱地域

- (1) 当社は、国際加入論理リンクに係る取扱地域の詳細を別に定めます。
- (2) 当社は、加入優先論理リンクに係る取扱地域の詳細を別に定めます。

2 契約料等

2-1 契約料

料金種別	単 位	料金額
契約料	1 の国際加入ポートに係るデジタルデータ契約ごとに	800 円 (税抜)

2-2 初期費用

料金種別	単 位	料金額
初期費用	1 の国内加入ポートに係るデジタルデータ契約ごとに	100,000 円 (税抜)

3 使用料

3-1 加入契約回線使用料

品 目	単 位	料金額
64Kbps 128Kbps 192Kbps 256Kbps 384Kbps 512Kbps 768Kbps 1Mbps 1.5Mbps 45Mbps	加入契約回線 1 回線ごとに月額	その加入契約回線を電気通信事業者の設置する専用回線（国内電気通信事業者が回線終端装置を設置するものである場合は、回線終端装置を含みます。）とみなした場合において適用される専用回線専用料（消費税相当額を加算しない額とします）相当額
備 考 長期継続利用割引の適用を受けるものについては国際フレームリレー加入契約回線を国内電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合の、その国内電気通信事業者が定める長期継続利用に関する基本額の適用と同一の条件を適用します。		

4 通信料

4-1 加入ポートの使用料

4-1-1 国際加入ポートの使用料

4-1-1-1 一般使用に係るもの

4-1-1-1-1 4-1-1-1-2 以外のもの

料金種別	単 位	料金額
64Kbps	1 の国際加入ポートごとに月額	72,000 円
128Kbps		104,000 円
192Kbps		136,000 円
256Kbps		168,000 円
384Kbps		232,000 円
512Kbps		296,000 円
768Kbps		340,000 円
1Mbps		380,000 円
1.5Mbps		400,000 円
45Mbps		800,000 円

4-1-1-1-2 相互接続論理リンクを介して利用する第 2 種フレームリレーサービスに係るもの

料金種別	単 位	料金額
64Kbps	1 の国際加入ポートごとに月額	55,000 円
128Kbps		80,000 円
192Kbps		110,000 円
256Kbps		140,000 円
384Kbps		190,000 円
512Kbps		210,000 円
768Kbps		250,000 円
1Mbps		280,000 円
1.5Mbps		300,000 円

4-1-1-2 定期使用に係るもの

料金種別 (使用期間)	単 位	料金額
3 年	1 の国際加入ポートごとに月額	4-1-1-1 に掲げる国際加入ポート 使用料月額 の 100 分の 95
5 年	1 の国際加入ポートごとに月額	4-1-1-1 に掲げる国際加入ポート 使用料月額 の 100 分の 90

4-2 加入論理リンクの使用料

4-2-1 一般使用に係るもの

4-2-1-1 国際加入論理リンクの使用料

4-2-1-1-1 4-2-1-1-2 以外のもの

1の加入論理リンク（送信又は受信）ごとに月額

ゾーン 地域 品目	第Ⅰゾーン	第Ⅱゾーン	第Ⅲゾーン	第Ⅳゾーン
	アジア 大洋州の一部	大洋州 北アメリカ 西インド	ヨーロッパ 中央アメリカ	南アメリカ アフリカ
	千円	千円	千円	千円
0Kbps	5	5	5	5
4Kbps	6	8	9	11
8Kbps	11	12	17	18
16Kbps	20	21	27	32
24Kbps	21	23	30	34
32Kbps	32	35	45	53
40Kbps	40	44	58	66
48Kbps	44	47	62	71
56/64Kbps	53	59	77	89
96Kbps	72	79	103	118
128Kbps	90	99	128	147
160Kbps	106	117	151	174
192Kbps	122	134	174	200
224Kbps	136	150	195	224
256Kbps	150	165	215	248
320Kbps	179	195	255	294
384Kbps	210	225	293	339
448Kbps	240	252	328	377
512Kbps	280	286	372	428
576Kbps	320	327	425	489
640Kbps	360	368	478	550
704Kbps	400	409	536	616
768Kbps	440	450	594	683
832Kbps	480	491	653	751
896Kbps	520	532	713	820
960Kbps	560	573	774	890
1Mbps	600	614	839	965
1.5Mbps	708	725	989	1,097

2Mbps	806	825	1,127	1,249
3Mbps	1,041	1,061	1,454	1,614
4Mbps	1,325	1,355	1,850	2,054
5Mbps	1,608	1,645	2,246	2,492
6Mbps	1,890	1,935	2,640	2,930
7Mbps	2,137	2,192	2,985	3,312
8Mbps	2,384	2,445	3,331	3,695
9Mbps	2,633	2,699	3,677	4,081
10Mbps	2,880	2,940	4,030	4,460
11Mbps から 1Mbps ごとに 24Mbps まで	品目の符号伝送 の速度1Mbpsあ たり 288 千円	品目の符号伝送 の速度1Mbpsあ たり 294 千円	品目の符号伝送 の速度1Mbpsあ たり 403 千円	品目の符号伝送 の速度1Mbpsあ たり 446 千円

4-2-1-1-2 加入優先論理リンクに係るもの

1 の加入論理リンク（送信又は受信）ごとに月額

品目	ゾーン			
	第Ⅰゾーン	第Ⅱゾーン	第Ⅲゾーン	第Ⅳゾーン
地域	アジア 大洋州の一部	大洋州 北アメリカ 西インド	ヨーロッパ 中央アメリカ	南アメリカ アフリカ
	千円	千円	千円	千円
16Kbps	24	25	32	37
24Kbps	25	27	35	39
32Kbps	38	41	53	61
40Kbps	46	51	67	77
48Kbps	52	55	73	82
56Kbps	61	68	89	103
64Kbps	62	69	90	103
96Kbps	84	92	119	137
128Kbps	105	116	150	171
160Kbps	123	136	175	202
192Kbps	143	157	203	232
224Kbps	158	174	226	260
256Kbps	175	193	251	288
320Kbps	209	228	298	341
384Kbps	245	263	342	393
448Kbps	280	294	382	437
512Kbps	326	333	434	496
768Kbps	514	525	693	792

1Mbps	700	717	979	1,119
1.5Mbps	826	845	1,154	1,273
2Mbps	941	963	1,314	1,449
3Mbps	1,215	1,243	1,697	1,872
4Mbps	1,545	1,581	2,159	2,383
5Mbps	1,876	1,919	2,621	2,891
6Mbps	2,205	2,258	3,080	3,399
7Mbps	2,493	2,557	3,483	3,842
8Mbps	2,782	2,853	3,886	4,286
9Mbps	3,071	3,148	4,290	4,734
10Mbps	3,370	3,450	4,700	5,180
11Mbps から 1Mbps ごとに 24Mbps まで	品目の符号伝送 の速度 1Mbps あ たり 337 千円	品目の符号伝送 の速度 1Mbps あ たり 345 千円	品目の符号伝送 の速度 1Mbps あ たり 470 千円	品目の符号伝送 の速度 1Mbps あ たり 518 千円

4-2-1-2 国内加入論理リンクの使用料

1 の国内加入論理リンクごとに月額

品 目	加入論理リンク 区 間	
	東京－横浜	東京－大阪 横浜－大阪
0.5Mbps	71,000 円 (税抜)	182,000 円 (税抜)
1Mbps	140,000 円 (税抜)	365,000 円 (税抜)
1.5Mbps	197,000 円 (税抜)	511,000 円 (税抜)
2Mbps	253,000 円 (税抜)	656,000 円 (税抜)
3Mbps	350,000 円 (税抜)	892,000 円 (税抜)
4.5Mbps	496,000 円 (税抜)	1,240,000 円 (税抜)
6Mbps	642,000 円 (税抜)	1,587,000 円 (税抜)
7Mbps	687,000 円 (税抜)	1,718,000 円 (税抜)
8Mbps	732,000 円 (税抜)	1,849,000 円 (税抜)
9Mbps	776,000 円 (税抜)	1,980,000 円 (税抜)
12Mbps	905,000 円 (税抜)	2,373,000 円 (税抜)
15Mbps	1,031,000 円 (税抜)	2,764,000 円 (税抜)

4-2-2 定期使用に係るもの

料金種別 (使用期間)	単 位	料金額
3 年	1 の加入論理リンクごとに月額	4-2-1 に掲げる加入論理リンク使 用料月額の 100 分の 95
5 年	1 の加入論理リンクごとに月額	4-2-1 に掲げる加入論理リンク使 用料月額の 100 分の 90

5 付加機能使用料

	付加機能の種類	料金等	料金額
予備の論理リンク機能	<p>次のことを条件として、通常使用する国際加入論理リンクに加えて設定する予備の論理リンク</p> <p>(イ) 通常使用する国際加入論理リンクが料金返還に係る特別条件が適用されるものであること</p> <p>(ロ) 通常使用する国際加入論理リンクとは同時に使用しないこと</p> <p>(ハ) 通常使用する国際加入論理リンクとは異なる外国側の局を設定すること</p> <p>(ニ) 通常使用する国際加入論理リンクと同じ品目とすること</p>	1の予備の国際加入論理リンクごとに月額	第1部 4-2-1-1に掲げる使用料月額の100分の25

第2部 ATMサービスの料金

1 適用

1-1 加入ポートの品目に係る料金の適用

(1) ATMサービスに係る加入ポートには、次の品目があります。

品目	内容
1.5Mbps	1.536メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
2Mbps	1.920メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
6Mbps	6.144メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
45Mbps	40.704メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
150Mbps	149.760メガビット/秒による符号伝送が可能なもの

1-2 加入契約回線の品目等に係る料金の適用

(1) ATMサービスに係る加入契約回線には、次の品目があります。

品目	種別	内容
高速デジタル品目	1.5Mbps	1.536メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
	2Mbps	1.920メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
	6Mbps	6.144メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
	45Mbps	40.704メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
	150Mbps	149.760メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
ATM専用品目	0.5Mbps及び1Mbpsから1Mbpsごとに135Mbpsまで	種別の符号伝送速度による符号伝送が可能なもの

(2) 高速デジタル品目の加入契約回線は、1の加入ポートごとに1回線を設置します。この場合、加入契約回線の種別の符号伝送速度は、接続される加入ポートの品目の符号伝送速度と同じでなければなりません。

(3) ATM専用品目の加入契約回線は、1の加入ポートごとに次の条件により設置します。

国際加入ポートの品目	接続できる加入契約回線
45Mbps	接続される加入契約回線の種別の符号伝送速度を合計した値が40Mbpsを超えないこと。
150Mbps	接続される加入契約回線の種別の符号伝送速度を合計した値が135Mbpsを超えないこと。

1-3 加入論理リンクの種類等に係る料金の適用

(1) 加入論理リンクには、次の種類があります。

種 類	内 容
(1) 固定速度型論理リンク	ATM 方式による符号の伝送交換によって、送信又は受信のいずれか片方向において、常にその加入論理リンクの品目の符号伝送の速度での伝送を可能とするもの。
(2) 可変速度型論理リンク	ATM 方式による符号の伝送交換によって、送信又は受信のいずれか片方向において、網が輻輳状態にない場合に、その加入論理リンクの SCR（その加入論理リンクにおいて平均的に伝送できる符号伝送の速度をいいます。以下同じとします。）の品目の符号伝送の速度での伝送を可能とし、網の状況により予め設定した PCR（その加入論理リンクにおいて伝送できる符号伝送速度の上限をいいます。以下同じとします。）の品目の符号伝送の速度までの伝送を可能とするもの。
(3) フレームリレー論理リンク	フレームリレー方式による符号の伝送交換によって、送信又は受信のいずれか片方向において、網が輻輳状態にない場合に、その加入論理リンクの品目の符号伝送の速度での伝送を可能とするもの。

(2) 加入論理リンクには、次の品目があります。

(イ) 固定速度型論理リンクに係るもの

料金種別	品目の符号伝送の速度
16 Kbps	16Kbps 以下
32 Kbps	16Kbps 超、32Kbps 以下
48 Kbps	32Kbps 超、48Kbps 以下
64 Kbps	48Kbps 超、64Kbps 以下
128 Kbps	64Kbps 超、128Kbps 以下
192 Kbps	128Kbps 超、192Kbps 以下
256 Kbps	192Kbps 超、256Kbps 以下
320 Kbps	256Kbps 超、320Kbps 以下
384 Kbps	320Kbps 超、384Kbps 以下
448 Kbps	384Kbps 超、448Kbps 以下
512 Kbps	448Kbps 超、512Kbps 以下
576 Kbps	512Kbps 超、576Kbps 以下
640 Kbps	576Kbps 超、640Kbps 以下
704 Kbps	640Kbps 超、704Kbps 以下
768 Kbps	704Kbps 超、768Kbps 以下
832 Kbps	768Kbps 超、832Kbps 以下
896 Kbps	832Kbps 超、896Kbps 以下
960 Kbps	896Kbps 超、960Kbps 以下
1,024 Kbps	960Kbps 超、1,024Kbps 以下
1,088 Kbps	1,024Kbps 超、1,088Kbps 以下
1,152 Kbps	1,088Kbps 超、1,152Kbps 以下
1,216 Kbps	1,152Kbps 超、1,216Kbps 以下
1,280 Kbps	1,216Kbps 超、1,280Kbps 以下
1,344 Kbps	1,280Kbps 超、1,344Kbps 以下
1,408 Kbps	1,344Kbps 超、1,408Kbps 以下
1,472 Kbps	1,408Kbps 超、1,472Kbps 以下
1,536 Kbps	1,472Kbps 超、1,536Kbps 以下
2 Mbps	1,536Kbps 超、2Mbps 以下
3Mbps から 1Mbps ごとに 45Mbps まで	品目の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた速度を超え、 品目の符号伝送の速度まで
備 考	固定速度型論理リンクの品目は、本表に掲げる品目の符号伝送の速度の範囲内で当社 が設定する符号伝送の速度と同じとします。

(ロ) 可変速度型論理リンクに係るもの

可変速度型論理リンクの PCR と SCR の品目は、料金表に掲げるそれぞれの料金種別に対応する品目の符号伝送の速度の範囲内で当社が設定する符号伝送の速度と同じとし、1の PCR に対して1の SCR（その品目の符号伝送の速度が PCR の品目の符号伝送の速度を超えないものとします。）を組み合わせます。

PCR	料金種別	品目の符号伝送の速度
	1,536 Kbps 2 Mbps	1,536Kbps 以下 1,536Kbps 超、2Mbps 以下
3Mbps から 1Mbps ごとに 150Mbps まで	料金種別の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた 速度を超え、料金種別の符号伝送の速度まで	
SCR	16 Kbps 32 Kbps 48 Kbps 64 Kbps 128 Kbps 192 Kbps 256 Kbps 320 Kbps 384 Kbps 448 Kbps 512 Kbps 576 Kbps 640 Kbps 704 Kbps 768 Kbps 832 Kbps 896 Kbps 960 Kbps 1,024 Kbps 1,088 Kbps 1,152 Kbps 1,216 Kbps 1,280 Kbps 1,344 Kbps 1,408 Kbps 1,472 Kbps 1,536 Kbps 2 Mbps	16Kbps 以下 16Kbps 超、32Kbps 以下 32Kbps 超、48Kbps 以下 48Kbps 超、64Kbps 以下 64Kbps 超、128Kbps 以下 128Kbps 超、192Kbps 以下 192Kbps 超、256Kbps 以下 256Kbps 超、320Kbps 以下 320Kbps 超、384Kbps 以下 384Kbps 超、448Kbps 以下 448Kbps 超、512Kbps 以下 512Kbps 超、576Kbps 以下 576Kbps 超、640Kbps 以下 640Kbps 超、704Kbps 以下 704Kbps 超、768Kbps 以下 768Kbps 超、832Kbps 以下 832Kbps 超、896Kbps 以下 896Kbps 超、960Kbps 以下 960Kbps 超、1,024Kbps 以下 1,024Kbps 超、1,088Kbps 以下 1,088Kbps 超、1,152Kbps 以下 1,152Kbps 超、1,216Kbps 以下 1,216Kbps 超、1,280Kbps 以下 1,280Kbps 超、1,344Kbps 以下 1,344Kbps 超、1,408Kbps 以下 1,408Kbps 超、1,472Kbps 以下 1,472Kbps 超、1,536Kbps 以下 1,536Kbps 超、2Mbps 以下
	3Mbps から 1Mbps ごとに 150Mbps まで	料金種別の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた 速度を超え、料金種別の符号伝送の速度まで

(ハ) フレームリレー論理リンクに係るもの

そのフレームリレー論理リンクをフレームリレーサービスに係る国際加入論理リンクとみなした場合に適用される品目と同じ

(3) 加入論理リンクには、その単位により、次の区別があります。

区 別	内 容
(1) PVC (仮想チャネル)	当社が提供する加入論理リンクの最小単位。
(2) PVP (仮想パス)	その中にデジタルデータ契約者が複数の PVC を設定できる加入論理リンク。

(4) 国際加入論理リンクには、その提供条件により、次の区別があります。

(イ) 料金の返還条件に係るもの

区 別	内 容
(1) 料金返還に係る特別条件が適用されるもの	約款第 59 条 (特別条件による料金の返還) の規定 (以下「料金返還に係る特別条件」といいます。) が適用されるもの。
(2) 通常の料金返還条件が適用されるもの	(1) 以外のもの。

(ロ) 輻輳時の取扱いに係るもの

区 別	内 容
(1) 非リアルタイムクラス	(2)以外のもの。
(2) リアルタイムクラス	デジタルデータ回線が輻輳している場合に、非リアルタイムクラスの可変速度論理リンクよりデジタルデータ回線内の符号伝送に係る優先度が高く、実時間性が高いもの。

1-4 加入論理リンクの設定等

(1) 当社は、次のことを条件として、加入論理リンクに係る設定を行います。

(イ) 次の各号に掲げる加入論理リンクを組み合わせ、加入論理リンクを設定すること。

- ① 送信及び受信の加入論理リンク
- ② 固定速度型論理リンク、可変速度型論理リンク及びフレームリレー論理リンク
- ③ PVC 及び PVP

(ロ) その加入論理リンクがフレームリレー論理リンクである場合は、1 の国際加入ポートごとに、1 の送信の国際加入論理リンクと 1 の受信の国際加入論理リンクを 1 組とし、組単位で設定すること。

(ハ) 各加入論理リンクの品目 (可変速度型論理リンクの場合は、PCR の品目とします。) に係る符号伝送の速度は、その加入ポートの品目の符号伝送の速度未満であること。

(ニ) 送受信それぞれについて、1 の加入ポートに係る可変速度型論理リンクの SCR 及びフレームリ

レー論理リンクの品目の符号伝送の速度を合計して得られる値が、その加入ポートの品目の符号伝送の速度からその加入ポートに係る固定速度型論理リンクの品目の符号伝送の速度を減じて得た値の2倍を超えないこと。

- (ホ) 1の国際加入ポートに係る通信は、送信又は受信それぞれについて、その符号伝送の速度の値を合計した値がその国際加入ポートの品目に係る符号伝送の速度の値を超えて同時に行うことはできないこと。
- (ハ) 加入ポートに ATM 専用品目の加入契約回線等を接続する場合は、加入契約回線等の種別によって、前5項に規定する設定条件が制限されることがあること。
- (ト) 前5項に規定する加入論理リンクの設定条件は、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあること。

1-5 加入論理リンクの取扱地域

- (1) 当社は、国際加入論理リンクに係る取扱地域の詳細を別に定めます。

2 契約料等

2-1 契約料

料金種別	単 位	料金額
契約料	1の国際加入ポートに係るデジタルデータ契約ごとに	800円（税抜）

2-2 初期費用

料金種別	単 位	料金額
初期費用	1の国内加入ポートに係るデジタルデータ契約ごとに	100,000円（税抜）

3 使用料

3-1 加入契約回線使用料

品 目		単 位	料金額
高速デジタル 品目	1.5Mbps 2Mbps 6Mbps 45Mbps 150Mbps	加入契約回線 1 回線ごとに月額	その加入契約回線を電気通信事業者の設置する専用回線（国内電気通信事業者が回線終端装置を設置するものである場合は、回線終端装置を含みます。）とみなした場合において適用される専用回線専用料（消費税相当額を加算しない額とします）相当額
ATM 専用 品目	0.5Mbps 及び 1Mbps から 1Mbps ごとに 135Mbps まで		
備 考 長期継続利用割引の適用を受けるものについては国際フレームリレー加入契約回線を電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合の、その電気通信事業者が定める長期継続利用に関する基本額の適用と同一の条件を適用します。			

4 通信料

4-1 加入ポートの使用料

4-1-1 国際加入ポートの使用料

4-1-1-1 一般使用に係るもの

品 目	単 位	料金額
1.5Mbps	1 の国際加入ポートごとに月額	400,000 円
2Mbps		400,000 円
6Mbps		600,000 円
45Mbps		800,000 円
150Mbps		800,000 円

4-1-1-2 定期使用に係るもの

料金種別（使用期間）	単 位	料金額
3 年	1 の国際加入ポートごとに月額	4-1-1-1 に掲げる国際加入ポート 使用料月額額の 100 分の 95
5 年	1 の国際加入ポートごとに月額	4-1-1-1 に掲げる国際加入ポート 使用料月額額の 100 分の 90

4-2 加入論理リンクの使用料

4-2-1 一般使用に係るもの

4-2-1-1 国際加入論理リンクの使用料

4-2-1-1-1 固定速度論理リンクに係るもの

1の固定速度型論理リンク（送信又は受信）ごとに月額（単位：円）

品目	品目の符号伝送の速度	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ	ゾーンⅢ
		アジア 大洋州の一部	大洋州 北アメリカ 西インド	ヨーロッパ 中央アメリカ
16 Kbps	16Kbps 以下	27,000	28,000	36,000
32 Kbps	16Kbps 超、32Kbps 以下	43,000	47,000	60,000
48 Kbps	32Kbps 超、48Kbps 以下	59,000	63,000	83,000
64 Kbps	48Kbps 超、64Kbps 以下	71,000	79,000	103,000
128 Kbps	64Kbps 超、128Kbps 以下	120,000	132,000	171,000
192 Kbps	128Kbps 超、192Kbps 以下	163,000	179,000	232,000
256 Kbps	192Kbps 超、256Kbps 以下	200,000	220,000	287,000
320 Kbps	256Kbps 超、320Kbps 以下	239,000	260,000	340,000
384 Kbps	320Kbps 超、384Kbps 以下	280,000	300,000	391,000
448 Kbps	384Kbps 超、448Kbps 以下	320,000	336,000	437,000
512 Kbps	448Kbps 超、512Kbps 以下	373,000	381,000	496,000
576 Kbps	512Kbps 超、576Kbps 以下	427,000	436,000	567,000
640 Kbps	576Kbps 超、640Kbps 以下	480,000	491,000	637,000
704 Kbps	640Kbps 超、704Kbps 以下	533,000	545,000	715,000
768 Kbps	704Kbps 超、768Kbps 以下	587,000	600,000	792,000
832 Kbps	768Kbps 超、832Kbps 以下	640,000	655,000	871,000
896 Kbps	832Kbps 超、896Kbps 以下	693,000	709,000	951,000
960 Kbps	896Kbps 超、960Kbps 以下	747,000	764,000	1,032,000
1,024 Kbps	960Kbps 超、1,024Kbps 以下	800,000	819,000	1,119,000
1,088 Kbps	1,024Kbps 超、1,088Kbps 以下	818,000	837,000	1,143,000
1,152 Kbps	1,088Kbps 超、1,152Kbps 以下	837,000	856,000	1,169,000
1,216 Kbps	1,152Kbps 超、1,216Kbps 以下	854,000	874,000	1,193,000
1,280 Kbps	1,216Kbps 超、1,280Kbps 以下	873,000	893,000	1,220,000
1,344 Kbps	1,280Kbps 超、1,344Kbps 以下	891,000	911,000	1,245,000
1,408 Kbps	1,344Kbps 超、1,408Kbps 以下	909,000	930,000	1,270,000
1,472 Kbps	1,408Kbps 超、1,472Kbps 以下	927,000	948,000	1,295,000
1,536 Kbps	1,472Kbps 超、1,536Kbps 以下	944,000	966,000	1,319,000
2 Mbps	1,536Kbps 超、2Mbps 以下	1,075,000	1,100,000	1,502,000
3 Mbps	2Mbps 超、3Mbps 以下	1,388,000	1,420,000	1,939,000
4 Mbps	3Mbps 超、4Mbps 以下	1,766,000	1,807,000	2,467,000
5 Mbps	4Mbps 超、5Mbps 以下	2,144,000	2,193,000	2,995,000
6 Mbps	5Mbps 超、6Mbps 以下	2,520,000	2,580,000	3,520,000
7 Mbps	6Mbps 超、7Mbps 以下	2,849,000	2,922,000	3,980,000
8 Mbps	7Mbps 超、8Mbps 以下	3,179,000	3,260,000	4,441,000
9 Mbps	8Mbps 超、9Mbps 以下	3,510,000	3,598,000	4,903,000
10 Mbps	9Mbps 超、10Mbps 以下	3,850,000	3,940,000	5,370,000
11Mbps から 1Mbps ごとに 45Mbps まで	品目の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた速度を超え、料金種別の符号伝送の速度まで	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 385,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 394,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 537,000 円

4-2-1-1-2 可変速度論理リンクに係るもの

1 の可変速度型論理リンク（送信又は受信）ごとに、その加入論理リンクの PCR と SCR の品目の符号伝送の速度にそれぞれ対応する料金額を加えた額。

4-2-1-1-2-1 PCR に係るもの

月額（単位：円）

品目	品目の符号伝送の速度	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ	ゾーンⅢ
		アジア 大洋州の一部	大洋州 北アメリカ 西インド	ヨーロッパ 中央アメリカ
1,536 Kbps	1,536Kbps 以下	23,000	24,000	33,000
2 Mbps	1,536Kbps 超、2Mbps 以下	27,000	28,000	38,000
3 Mbps	2Mbps 超、3Mbps 以下	35,000	36,000	48,000
4 Mbps	3Mbps 超、4Mbps 以下	44,000	45,000	62,000
5 Mbps	4Mbps 超、5Mbps 以下	54,000	55,000	75,000
6 Mbps	5Mbps 超、6Mbps 以下	63,000	65,000	88,000
7 Mbps	6Mbps 超、7Mbps 以下	72,000	73,000	100,000
8 Mbps	7Mbps 超、8Mbps 以下	81,000	83,000	111,000
9 Mbps	8Mbps 超、9Mbps 以下	91,000	92,000	123,000
10 Mbps	9Mbps 超、10Mbps 以下	100,000	110,000	130,000
11Mbps から 1Mbps ごとに 150Mbps まで	品目の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた速度を超え、料金種別の符号伝送の速度まで	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 10,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 11,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 13,000 円

4-2-1-1-2-2 SCR(非リアルタイムクラス)に係るもの

月額 (単位:円)

品目	品目の符号伝送の速度	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ	ゾーンⅢ
		アジア 大洋州の一部	大洋州 北アメリカ 西インド	ヨーロッパ 中央アメリカ
16 Kbps	16Kbps 以下	20,000	21,000	27,000
32 Kbps	16Kbps 超、32Kbps 以下	32,000	35,000	45,000
48 Kbps	32Kbps 超、48Kbps 以下	44,000	47,000	62,000
64 Kbps	48Kbps 超、64Kbps 以下	53,000	59,000	77,000
128 Kbps	64Kbps 超、128Kbps 以下	90,000	99,000	128,000
192 Kbps	128Kbps 超、192Kbps 以下	122,000	134,000	174,000
256 Kbps	192Kbps 超、256Kbps 以下	150,000	165,000	215,000
320 Kbps	256Kbps 超、320Kbps 以下	179,000	195,000	255,000
384 Kbps	320Kbps 超、384Kbps 以下	210,000	225,000	293,000
448 Kbps	384Kbps 超、448Kbps 以下	240,000	252,000	328,000
512 Kbps	448Kbps 超、512Kbps 以下	280,000	286,000	372,000
576 Kbps	512Kbps 超、576Kbps 以下	320,000	327,000	425,000
640 Kbps	576Kbps 超、640Kbps 以下	360,000	368,000	478,000
704 Kbps	640Kbps 超、704Kbps 以下	400,000	409,000	536,000
768 Kbps	704Kbps 超、768Kbps 以下	440,000	450,000	594,000
832 Kbps	768Kbps 超、832Kbps 以下	480,000	491,000	653,000
896 Kbps	832Kbps 超、896Kbps 以下	520,000	532,000	713,000
960 Kbps	896Kbps 超、960Kbps 以下	560,000	573,000	774,000
1,024 Kbps	960Kbps 超、1,024Kbps 以下	600,000	614,000	839,000
1,088 Kbps	1,024Kbps 超、1,088Kbps 以下	614,000	628,000	857,000
1,152 Kbps	1,088Kbps 超、1,152Kbps 以下	628,000	642,000	877,000
1,216 Kbps	1,152Kbps 超、1,216Kbps 以下	641,000	656,000	895,000
1,280 Kbps	1,216Kbps 超、1,280Kbps 以下	655,000	670,000	915,000
1,344 Kbps	1,280Kbps 超、1,344Kbps 以下	668,000	683,000	934,000
1,408 Kbps	1,344Kbps 超、1,408Kbps 以下	682,000	698,000	953,000
1,472 Kbps	1,408Kbps 超、1,472Kbps 以下	695,000	711,000	971,000
1,536 Kbps	1,472Kbps 超、1,536Kbps 以下	708,000	725,000	989,000
2 Mbps	1,536Kbps 超、2Mbps 以下	806,000	825,000	1,127,000
3 Mbps	2Mbps 超、3Mbps 以下	1,041,000	1,061,000	1,454,000
4 Mbps	3Mbps 超、4Mbps 以下	1,325,000	1,355,000	1,850,000
5 Mbps	4Mbps 超、5Mbps 以下	1,608,000	1,645,000	2,246,000
6 Mbps	5Mbps 超、6Mbps 以下	1,890,000	1,935,000	2,640,000
7 Mbps	6Mbps 超、7Mbps 以下	2,137,000	2,192,000	2,985,000
8 Mbps	7Mbps 超、8Mbps 以下	2,384,000	2,445,000	3,331,000
9 Mbps	8Mbps 超、9Mbps 以下	2,633,000	2,699,000	3,677,000
10 Mbps	9Mbps 超、10Mbps 以下	2,880,000	2,940,000	4,030,000
11Mbps から 1Mbps ごとに 45Mbps まで	品目の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた速度を超え、料金種別の符号伝送の速度まで	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 288,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 294,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 403,000 円

4-2-1-1-2-3 SCR(リアルタイムクラス)に係るもの

月額 (単位:円)

品目	品目の符号伝送の速度	ゾーンⅠ	ゾーンⅡ	ゾーンⅢ
		アジア 大洋州の一部	大洋州 北アメリカ 西インド	ヨーロッパ 中央アメリカ
16 Kbps	16Kbps 以下	24,000	25,000	32,000
32 Kbps	16Kbps 超、32Kbps 以下	38,000	41,000	53,000
48 Kbps	32Kbps 超、48Kbps 以下	52,000	55,000	73,000
64 Kbps	48Kbps 超、64Kbps 以下	62,000	69,000	90,000
128 Kbps	64Kbps 超、128Kbps 以下	105,000	116,000	150,000
192 Kbps	128Kbps 超、192Kbps 以下	143,000	157,000	203,000
256 Kbps	192Kbps 超、256Kbps 以下	175,000	193,000	251,000
320 Kbps	256Kbps 超、320Kbps 以下	209,000	228,000	298,000
384 Kbps	320Kbps 超、384Kbps 以下	245,000	263,000	342,000
448 Kbps	384Kbps 超、448Kbps 以下	280,000	294,000	382,000
512 Kbps	448Kbps 超、512Kbps 以下	326,000	333,000	434,000
576 Kbps	512Kbps 超、576Kbps 以下	374,000	382,000	496,000
640 Kbps	576Kbps 超、640Kbps 以下	420,000	430,000	557,000
704 Kbps	640Kbps 超、704Kbps 以下	466,000	477,000	626,000
768 Kbps	704Kbps 超、768Kbps 以下	514,000	525,000	693,000
832 Kbps	768Kbps 超、832Kbps 以下	560,000	573,000	762,000
896 Kbps	832Kbps 超、896Kbps 以下	606,000	620,000	832,000
960 Kbps	896Kbps 超、960Kbps 以下	654,000	669,000	903,000
1,024 Kbps	960Kbps 超、1,024Kbps 以下	700,000	717,000	979,000
1,088 Kbps	1,024Kbps 超、1,088Kbps 以下	716,000	732,000	1,000,000
1,152 Kbps	1,088Kbps 超、1,152Kbps 以下	732,000	749,000	1,023,000
1,216 Kbps	1,152Kbps 超、1,216Kbps 以下	747,000	765,000	1,044,000
1,280 Kbps	1,216Kbps 超、1,280Kbps 以下	764,000	781,000	1,068,000
1,344 Kbps	1,280Kbps 超、1,344Kbps 以下	780,000	797,000	1,089,000
1,408 Kbps	1,344Kbps 超、1,408Kbps 以下	795,000	814,000	1,111,000
1,472 Kbps	1,408Kbps 超、1,472Kbps 以下	811,000	830,000	1,133,000
1,536 Kbps	1,472Kbps 超、1,536Kbps 以下	826,000	845,000	1,154,000
2 Mbps	1,536Kbps 超、2Mbps 以下	941,000	963,000	1,314,000
3 Mbps	2Mbps 超、3Mbps 以下	1,215,000	1,243,000	1,697,000
4 Mbps	3Mbps 超、4Mbps 以下	1,545,000	1,581,000	2,159,000
5 Mbps	4Mbps 超、5Mbps 以下	1,876,000	1,919,000	2,621,000
6 Mbps	5Mbps 超、6Mbps 以下	2,205,000	2,258,000	3,080,000
7 Mbps	6Mbps 超、7Mbps 以下	2,493,000	2,557,000	3,483,000
8 Mbps	7Mbps 超、8Mbps 以下	2,782,000	2,853,000	3,886,000
9 Mbps	8Mbps 超、9Mbps 以下	3,071,000	3,148,000	4,290,000
10 Mbps	9Mbps 超、10Mbps 以下	3,370,000	3,450,000	4,700,000
11Mbps から 1Mbps ごとに 45Mbps まで	品目の符号伝送の速度から 1Mbps を減じた速度を超え、料金種別の符号伝送の速度まで	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 337,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 345,000 円	品目の符号伝送の速度 1Mbps あたり 470,000 円

4-2-1-1-3 フレームリレー論理リンクに係るもの

そのフレームリレー論理リンクをフレームリレーサービスに係る国際加入論理リンクとみなした場合に適用される加入論理リンクの本邦側使用料相当額

4-2-1-2 国内加入論理リンクの使用料

4-2-1-2-1 固定速度論理リンクに係るもの

1の論理リンク（送信又は受信）ごとに月額

区 間	品 目	東京－大阪 横浜－大阪	東京－横浜	同一局折り返し
	64Kbps	20,000 円（税抜）	12,000 円（税抜）	6,000 円（税抜）
	128Kbps	32,000 円（税抜）	17,000 円（税抜）	
	192Kbps	43,500 円（税抜）	25,000 円（税抜）	
	256Kbps	55,500 円（税抜）	30,000 円（税抜）	
	320Kbps	67,500 円（税抜）	35,000 円（税抜）	
	384Kbps	79,500 円（税抜）	40,000 円（税抜）	
	448Kbps	91,000 円（税抜）	45,500 円（税抜）	
	512Kbps	103,000 円（税抜）	50,500 円（税抜）	
	576Kbps	115,000 円（税抜）	55,500 円（税抜）	
	640Kbps	126,000 円（税抜）	60,500 円（税抜）	
	704Kbps	138,500 円（税抜）	65,500 円（税抜）	
	768Kbps	150,500 円（税抜）	70,000 円（税抜）	
	832Kbps	162,000 円（税抜）	75,000 円（税抜）	
	896Kbps	174,000 円（税抜）	80,000 円（税抜）	
	960Kbps	186,000 円（税抜）	85,000 円（税抜）	
	1,024Kbps	198,000 円（税抜）	89,500 円（税抜）	18,000 円（税抜）
	1,088Kbps	207,500 円（税抜）	94,500 円（税抜）	
	1,152Kbps	216,500 円（税抜）	99,000 円（税抜）	
	1,216Kbps	226,000 円（税抜）	104,000 円（税抜）	
	1,280Kbps	235,000 円（税抜）	108,500 円（税抜）	
	1,344Kbps	244,500 円（税抜）	113,000 円（税抜）	
	1,408Kbps	254,000 円（税抜）	118,000 円（税抜）	
	1,472Kbps	263,000 円（税抜）	122,500 円（税抜）	
	1,536Kbps	272,500 円（税抜）	127,000 円（税抜）	
	1,920Kbps	328,500 円（税抜）	153,500 円（税抜）	
	2 Mbps	340,000 円（税抜）	159,000 円（税抜）	46,000 円（税抜）
	3 Mbps	500,000 円（税抜）	219,500 円（税抜）	
	4 Mbps	638,000 円（税抜）	259,500 円（税抜）	
	5 Mbps	749,500 円（税抜）	299,500 円（税抜）	
	6 Mbps	850,000 円（税抜）	340,000 円（税抜）	
	7 Mbps	968,500 円（税抜）	361,500 円（税抜）	
	8 Mbps	1,023,500 円（税抜）	383,000 円（税抜）	
	9 Mbps	1,078,500 円（税抜）	404,500 円（税抜）	
	10 Mbps	1,133,000 円（税抜）	426,000 円（税抜）	
	11 Mbps	1,188,000 円（税抜）	447,500 円（税抜）	

12 Mbps	1,243,000 円 (税抜)	469,000 円 (税抜)	59,000 円 (税抜)
13 Mbps	1,297,500 円 (税抜)	490,500 円 (税抜)	
14 Mbps	1,352,500 円 (税抜)	512,000 円 (税抜)	
15 Mbps	1,407,500 円 (税抜)	535,500 円 (税抜)	

4-2-1-2-2 可変速度論理リンクに係るもの

1の論理リンク（送信又は受信）ごとに、

- (1) (2)以外の場合、その論理リンクのPCRとSCRの品目に対応する料金額を加えた額。
 (2) 同一局折り返しの場合、その論理リンクのSCRの品目に対応する料金額。

品目 (○が提供品目)			東京－大阪 横浜－大阪		東京－横浜		同一局 折り返し
	PCR	SCR	PCR料金額	SCR料金額	PCR料金額	SCR料金額	
64Kbps		○	—	15,000円 (税抜)	—	9,000円 (税抜)	6,000円 (税抜)
128Kbps		○	—	24,000円 (税抜)	—	13,000円 (税抜)	
192Kbps		○	—	32,500円 (税抜)	—	19,000円 (税抜)	
256Kbps		○	—	41,500円 (税抜)	—	22,500円 (税抜)	
320Kbps		○	—	50,500円 (税抜)	—	26,500円 (税抜)	
384Kbps		○	—	59,500円 (税抜)	—	30,000円 (税抜)	
448Kbps		○	—	68,500円 (税抜)	—	34,000円 (税抜)	
512Kbps		○	—	77,500円 (税抜)	—	38,000円 (税抜)	
576Kbps		○	—	86,500円 (税抜)	—	41,500円 (税抜)	
640Kbps		○	—	95,000円 (税抜)	—	45,500円 (税抜)	
704Kbps		○	—	104,000円 (税抜)	—	49,000円 (税抜)	
768Kbps		○	—	113,000円 (税抜)	—	52,500円 (税抜)	
832Kbps		○	—	121,500円 (税抜)	—	56,500円 (税抜)	
896Kbps		○	—	130,500円 (税抜)	—	60,000円 (税抜)	
960Kbps		○	—	139,500円 (税抜)	—	64,000円 (税抜)	
1,024Kbps		○	—	148,500円 (税抜)	—	67,000円 (税抜)	
1,088Kbps		○	—	155,500円 (税抜)	—	71,000円 (税抜)	
1,152Kbps		○	—	162,500円 (税抜)	—	74,500円 (税抜)	

1,216Kbps		○	—	169,500 円 (税抜)	—	78,000 円 (税抜)	
1,280Kbps		○	—	176,500 円 (税抜)	—	81,500 円 (税抜)	
1,344Kbps		○	—	183,500 円 (税抜)	—	85,000 円 (税抜)	
1,408Kbps		○	—	190,500 円 (税抜)	—	88,500 円 (税抜)	
1,472Kbps		○	—	197,500 円 (税抜)	—	92,000 円 (税抜)	18,000 円 (税抜)
1,536Kbps	○	○	7,000 円 (税抜)	204,500 円 (税抜)	3,000 円 (税抜)	95,500 円 (税抜)	
1,920Kbps	○	○	8,000 円 (税抜)	246,500 円 (税抜)	4,000 円 (税抜)	115,000 円 (税抜)	
2 Mbps	○	○	8,500 円 (税抜)	255,000 円 (税抜)	4,500 円 (税抜)	119,500 円 (税抜)	
3 Mbps	○	○	12,500 円 (税抜)	375,000 円 (税抜)	5,500 円 (税抜)	164,500 円 (税抜)	
4 Mbps	○	○	16,000 円 (税抜)	478,500 円 (税抜)	6,500 円 (税抜)	194,500 円 (税抜)	
5 Mbps	○	○	18,500 円 (税抜)	562,000 円 (税抜)	7,500 円 (税抜)	224,500 円 (税抜)	
6 Mbps	○	○	21,500 円 (税抜)	637,500 円 (税抜)	8,500 円 (税抜)	255,000 円 (税抜)	
7 Mbps	○	○	24,000 円 (税抜)	726,500 円 (税抜)	9,000 円 (税抜)	271,000 円 (税抜)	46,000 円 (税抜)
8 Mbps	○	○	25,500 円 (税抜)	767,500 円 (税抜)	9,500 円 (税抜)	287,500 円 (税抜)	
9 Mbps	○	○	27,000 円 (税抜)	809,000 円 (税抜)	10,000 円 (税抜)	303,500 円 (税抜)	
10 Mbps	○	○	28,500 円 (税抜)	850,000 円 (税抜)	10,500 円 (税抜)	319,500 円 (税抜)	
11 Mbps	○	○	29,500 円 (税抜)	891,000 円 (税抜)	11,000 円 (税抜)	335,500 円 (税抜)	
12 Mbps	○	○	31,000 円 (税抜)	932,500 円 (税抜)	11,500 円 (税抜)	352,000 円 (税抜)	
13 Mbps	○	○	32,500 円 (税抜)	973,000 円 (税抜)	12,500 円 (税抜)	368,000 円 (税抜)	59,000 円 (税抜)
14 Mbps	○	○	34,000 円 (税抜)	1,014,500 円 (税抜)	13,000 円 (税抜)	384,000 円 (税抜)	
15 Mbps	○	○	35,000 円 (税抜)	1,055,500 円 (税抜)	13,500 円 (税抜)	401,500 円 (税抜)	
備 考							
SCR に対して組み合わせが可能な PCR の品目の符号伝送の速度は、SCR の符号伝送の速度の 10 倍を上限とします。ただし、PCR の品目が 1,536Kbps 又は 1,920Kbps の場合は、この限りではありません。							

4-2-2 定期使用に係るもの

料金種別 (使用期間)	単位	料金額
3年	1の加入論理リンクごとに月額	4-2-1 に掲げる加入論理リンク使用料月額の100分の95
5年	1の加入論理リンクごとに月額	4-2-1 に掲げる加入論理リンク使用料月額の100分の90

第3部 IP-VPN サービスの料金

1 適用

1-1 加入契約回線等による区別

IP-VPN サービスには、加入契約回線等により、次の区別があります。

区 別	内 容
(1) 専用線接続型	(2)及び(3)以外のもの
(2) イーサネット接続型	加入契約回線として、株式会社ケイ・オプティコムが提供する高速イーサネット専用サービスを用いるもの
(3) ゲートウェイ接続型	加入契約者回線の終端において、IPデータサービス契約約款に規定するIPデータサービスと相互に接続するもの

1-2 品目に係る料金の適用

IP-VPN サービスの加入ポートには、加入契約回線等の区別により、次の品目があります。

(イ) 専用線接続型に係るもの

品 目	内 容
64Kbps	64 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
128Kbps	128 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
256Kbps	256 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
512Kbps	512 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
1536Kbps	1536 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
3072Kbps	3072 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
4608Kbps	4607 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
6144Kbps	6144 キロビット/秒による符号伝送が可能なもの
45Mbps	45 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの

(ロ) イーサネット接続型に係るもの

品 目	内 容
2Mbps	2 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
4Mbps	4 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
6Mbps	6 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
8Mbps	8 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
10Mbps	10 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
20Mbps	20 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
30Mbps	30 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
40Mbps	40 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
50Mbps	50 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
60Mbps	60 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
70Mbps	70 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
80Mbps	80 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
90Mbps	90 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの
100Mbps	100 メガビット/秒による符号伝送が可能なもの

1-3 サービスクラスに係る料金の適用

IP-VPN サービスの加入ポートに係る通信には、次のサービスクラスがあります。

サービスクラス	内 容
(1) クラス 1	クラス 2 及びクラス 3 に係る通信より、デジタルデータ回線内の符号伝送に係る優先度が高いもの
(2) クラス 2	クラス 3 に係る通信より、デジタルデータ回線内の符号伝送に係る優先度が高いもの
(3) クラス 3	クラス 1 及びクラス 2 に係る通信より、デジタルデータ回線内の符号伝送に係る優先度が低いもの

IP-VPN サービスに係る加入ポートには、サービスクラスの組み合わせにより、次のサービス種別があります。

サービス種別	内 容
(1) タイプ 1	クラス 3 に係る通信のみを取扱うもの
(2) タイプ 2	クラス 2 及びクラス 3 に係る通信を取扱うもの
(3) タイプ 3	クラス 1 及びクラス 3 に係る通信を取扱うもの
(4) タイプ 4	クラス 1、クラス 2 及びクラス 3 に係る通信を取扱うもの

2 初期費用等

2-1 初期費用

(イ) 専用線接続型に係るもの

品 目	単 位	料金額
64Kbps から 6144Kbps まで	1 の加入ポートに係るデジタル データ契約ごとに	150,000 円 (税抜)
45Mbps		300,000 円 (税抜)

(ロ) イーサネット接続型に係るもの

品 目	単 位	料金額
2Mbps から 8Mbps まで	1 の加入ポートに係るデジタル データ契約ごとに	150,000 円 (税抜)
10Mbps から 40Mbps まで		300,000 円 (税抜)
50Mbps から 100Mbps まで		個別対応

(ハ) ゲートウェイ接続型に係るもの

単 位	料金額
1 の加入ポートに係るデジタルデータ契約ごとに	50,000 円

2-2 一時費用

料金種別	単 位	料金額
サービス種別変更費用	1 のサービス種別に係る 変更ごとに	30,000 円 (税抜)
端末設備設定変更費用	1 の端末設備に係る 設定変更ごとに	30,000 円 (税抜)
端末設備変更費用	1 の端末設備に係る 変更ごとに	Ⅲ型以外への変更 30,000 円 (税抜) Ⅲ型への変更 50,000 円 (税抜)
加入ポート品目変更費用	1 の加入ポート品目に係る 変更ごとに	60,000 円 (税抜)

3 使用料

3-1 加入契約回線使用料

3-1-1 専用線接続型に係るもの

品目	単位	料金額
64Kbps 128Kbps 256Kbps 512Kbps 1.5Mbps 45Mbps 50Mbps	加入契約回線 1 回線 ごとに月額	その加入契約回線を電気通信事業者の設置する専用回線（国内電気通信事業者が回線終端装置を設置するものである場合は、回線終端装置を含みます。）とみなした場合において適用される専用回線専用料（消費税相当額を加算しない額とします）相当額
備 考 長期継続利用割引の適用を受けるものについては加入契約回線を電気通信事業者が提供する専用回線とみなした場合の、その電気通信事業者が定める長期継続利用に関する基本額の適用と同一の条件を適用します。		

3-1-2 イーサネット接続型に係るもの

品目	単位	料金額
2Mbps 4Mbps 10Mbps 100Mbps	加入契約回線 1 回線 ごとに月額	その加入契約回線を株式会社ケイ・オプティコムを設置する高速イーサネット専用サービスに係る専用回線とみなした場合において適用される使用料（消費税相当額を加算しない額とします）相当額

4 通信料

4-1 加入ポートの通信料

4-1-1 一般使用に係るもの

4-1-1-1 専用線接続型に係るもの

1の加入ポートごとに月額

品目	料金額			
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4
64Kbps	50,000 円 (税抜)	55,000 円 (税抜)	60,000 円 (税抜)	80,000 円 (税抜)
128Kbps	80,000 円 (税抜)	90,000 円 (税抜)	100,000 円 (税抜)	120,000 円 (税抜)
256Kbps	150,000 円 (税抜)	170,000 円 (税抜)	200,000 円 (税抜)	250,000 円 (税抜)
512Kbps	250,000 円 (税抜)	280,000 円 (税抜)	300,000 円 (税抜)	400,000 円 (税抜)
1536Kbps	450,000 円 (税抜)	500,000 円 (税抜)	550,000 円 (税抜)	600,000 円 (税抜)
3072Kbps	600,000 円 (税抜)	650,000 円 (税抜)	700,000 円 (税抜)	750,000 円 (税抜)
4608Kbps	700,000 円 (税抜)	750,000 円 (税抜)	800,000 円 (税抜)	850,000 円 (税抜)
6144Kbps	800,000 円 (税抜)	850,000 円 (税抜)	900,000 円 (税抜)	950,000 円 (税抜)
45Mbps	5,500,000 円 (税抜)	6,000,000 円 (税抜)	6,500,000 円 (税抜)	7,000,000 円 (税抜)

4-1-1-2 イーサネット接続型に係るもの

1の加入ポートごとに月額

品目	料金額			
	タイプ1	タイプ2	タイプ3	タイプ4
2Mbps	270,000 円 (税抜)	280,000 円 (税抜)	290,000 円 (税抜)	300,000 円 (税抜)
4Mbps	320,000 円 (税抜)	330,000 円 (税抜)	340,000 円 (税抜)	360,000 円 (税抜)
6Mbps	390,000 円 (税抜)	400,000 円 (税抜)	420,000 円 (税抜)	440,000 円 (税抜)
8Mbps	460,000 円 (税抜)	480,000 円 (税抜)	500,000 円 (税抜)	520,000 円 (税抜)
10Mbps	540,000 円 (税抜)	560,000 円 (税抜)	580,000 円 (税抜)	600,000 円 (税抜)
20Mbps	650,000 円 (税抜)	700,000 円 (税抜)	750,000 円 (税抜)	800,000 円 (税抜)

30Mbps	750,000 円 (税抜)	800,000 円 (税抜)	850,000 円 (税抜)	900,000 円 (税抜)
40Mbps	850,000 円 (税抜)	900,000 円 (税抜)	950,000 円 (税抜)	1,000,000 円 (税抜)
50Mbps	950,000 円 (税抜)	1,000,000 円 (税抜)	1,050,000 円 (税抜)	1,100,000 円 (税抜)
60Mbps	1,100,000 円 (税抜)	1,200,000 円 (税抜)	1,300,000 円 (税抜)	1,400,000 円 (税抜)
70Mbps	1,200,000 円 (税抜)	1,300,000 円 (税抜)	1,400,000 円 (税抜)	1,500,000 円 (税抜)
80Mbps	1,300,000 円 (税抜)	1,400,000 円 (税抜)	1,500,000 円 (税抜)	1,600,000 円 (税抜)
90Mbps	1,400,000 円 (税抜)	1,500,000 円 (税抜)	1,600,000 円 (税抜)	1,700,000 円 (税抜)
100Mbps	1,500,000 円 (税抜)	1,600,000 円 (税抜)	1,700,000 円 (税抜)	1,800,000 円 (税抜)

4-1-1-3 ゲートウェイ接続型に係るもの

1 の加入ポートごとに月額

料金額
30,000 円

4-1-2 定期使用に係るもの

料金種別 (使用期間)	単位	料金額
3 年	1 の加入ポートごとに月額	4-1-1 に掲げる加入ポート使用料月額の 100 分の 95
5 年	1 の加入ポートごとに月額	4-1-1 に掲げる加入ポート使用料月額の 100 分の 90

5 付加機能使用料

付加機能の種類		料金等	料金額
冗長回線機能	<p>通常使用する加入ポート及び加入契約回線等（以下本表において、「通常回線」といいます。）に加えて設定する予備の加入ポート及び加入契約回線等（以下本表において、「予備回線」といいます。）を設定する機能</p> <p>本機能には、予備回線の使用方法により、次の種別があります。</p> <p>(1) タイプ1 予備回線を用いて、通常回線の負荷分散を行うもの。</p> <p>(2) タイプ2 通常回線と予備回線とを同時に使用しないもの。</p>	1の予備回線ごとに月額	<p>(1) タイプ1 予備回線を通常回線とみなした場合の加入ポート及び加入契約回線等に係る使用料及び通信料と同額</p> <p>(2) タイプ2 予備回線を通常回線とみなした場合の加入ポート及び加入契約回線等に係る使用料及び通信料に100分の50を乗じて得た額</p>
<p>備 考</p> <p>予備回線に係る加入ポート及び加入契約回線等の品目は、通常回線に係る加入ポート及び加入契約回線等の品目と同じ品目でなければなりません。</p>			
マルチキャスト機能	デジタルデータ契約者の登録する複数の加入ポートに対して、IPマルチキャストにより同時に通信を行う機能	<p>(1) 一時費用 1の加入ポートごとに</p> <p>(2) 機能使用料 1の加入ポートごとに月額</p>	<p>150,000円 (税抜)</p> <p>30,000円 (税抜)</p>

第4部 特定他社接続回線の料金

第1 特定事業者の一般専用サービス等（特定事業者の契約約款に規定する一般専用サービス、アナログ伝送サービス又は一般デジタル伝送サービスをいい、臨時専用契約に係るものを除きます。以下第2表において同じとします。）に係るもの

1 適用

特定他社接続回線に係る料金の適用については、第57条（特定他社接続回線の料金等）の規定によるほか次のとおりとします。

1-1 特定事業者の一般専用サービス等に係る料金の適用

次に掲げる事項については、特定事業者の一般専用サービス等に係る料金の規定を準用します。

- (1) 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用
- (2) 特定他社接続回線の専用契約者の区分
- (3) 特定他社接続回線の回線距離の測定
- (4) 専用回線の終端の回線距離測定局が同一となる場合の料金の適用
- (5) 同一の建物内に終始する特定他社接続回線の料金の適用
- (6) 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用
- (7) 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の料金の適用
- (8) 4線式引込線に係る特定他社接続回線の料金（加算額）の適用
- (9) 高額利用に係る料金の適用

1-2 特定他社接続回線に係る料金の減額等

特定他社接続回線の基本額については、2（特定他社接続回線の料金）に定める額から、引込線（特定事業者の契約約款に規定する引込線をいいます。以下、第2表において同じとします。）1回線ごとに次表に規定する額を減額し、減額した特定他社接続回線の基本額については、引込線（特定他社接続回線に係る相互接続点の部分に限ります。）1回線ごとに次表に規定する額を加算して適用します。

減額する額	加算する額
特定事業者の一般専用サービス等に関する料金表に規定する専用回線に関する料金の減額等の適用における減額に係る額と同額	特定事業者の一般専用サービス等に関する料金表に規定する配線設備に係る加算額と同額

1-3 特定他社接続回線の最低利用期間に係る料金の適用

- (1) 特定他社接続回線（別に定める特定事業者に係るものを除きます。以下この項において同じとします。）については、臨時契約に係るものを除いて、最低利用期間があります。
- (2) デジタルデータ契約者は、最低利用期間内に特定事業者の契約約款に規定する専用契約の解除

があった場合は残余の期間に対応する特定他社接続回線の料金（2（特定他社接続回線の料金）に規定する額とします。）に相当する額を、一括して支払っていただきます。

- (3) デジタルデータ契約者は、最低利用期間内に特定事業者の契約約款に規定する分岐回線の廃止、品目の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の特定他社接続回線の料金の額から変更後の特定他社接続回線の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。
- (4) 前号の場合に、特定事業者の契約約款に規定する分岐回線の廃止又は品目の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の新設又は特定他社接続回線に係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う特定他社接続回線の料金を合算して行います。

2 特定他社接続回線の料金

2-1 基本回線使用料

特定他社接続回線 1 回線ごとに月額

特定事業者の一般専用サービス等に関する料金表に規定する基本回線専用料に係る料金額と同額

2-2 分岐回線専用料又は分岐料

特定他社接続回線の分岐回線 1 回線ごとに月額

特定事業者の一般専用サービス等に関する料金表に規定する分岐回線専用料又は分岐料に係る料金額と同額

第 2 特定事業者の高速デジタル伝送サービス（特定事業者の契約約款に規定する臨時専用契約を除きます。以下第 2 表において同じとします。）に係るもの

1 適用

特定他社接続回線に係る料金の適用については、第 57 条（特定他社接続回線の料金等）の規定によるほか次のとおりとします。

1-1 特定事業者の高速デジタル伝送サービスに係る料金の適用

次に掲げる事項については、特定事業者の高速デジタル伝送サービスに係る料金の規定を準用します。

- (1) 特定他社接続回線の品目に係る料金の適用
- (2) 特定他社接続回線の細目に係る料金の適用
- (3) 特定他社接続回線の回線距離の測定
- (4) 収容区域及び加入区域の設定
- (5) 超高速品目の特定他社接続回線に係る回線距離測定局と端局が同一となる場合等の料金の適用
- (6) 特定他社接続回線の回線距離測定局の変更があった場合の料金の適用
- (7) 復旧等に伴い特定他社接続回線の経路を変更した場合の料金の適用
- (8) 多重アクセスを利用している場合の料金の適用（加算の適用に係るものを除きます。）
- (9) 長期継続利用に係る料金の適用
- (10) 高額利用に係る料金の適用

1-2 特定他社接続回線に係る料金の減額等

特定他社接続回線（超高速品目に係るものを除きます。以下、1-2 において同じとします。）の基本額については、2（特定他社接続回線の料金）に定める額から、引込線（特定事業者の契約約款に規定する引込線をいいます。以下、第 2 部において同じとします。）1 回線ごとに次表に規定する額を減額し、減額した特定他社接続回線の基本額については、引込線（特定他社接続回線に係る相互接続点の部分に限ります。）1 回線ごとに次表に規定する額を加算して適用します。

減額する額	加算する額
特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表に規定する専用回線に関する料金の減額等の適用における減額に係る額と同額	特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表に規定する配線設備に係る加算額と同額

1-3 特定他社接続回線の最低利用期間に係る料金の適用

- (1) 特定他社接続回線については、臨時契約又は短期契約に係るもの、1-1 (7)に規定する長期継続利用に係るもの及び別に定める特定事業者に係る特定他社接続回線にあつては、1-1 (1)に規定する 64Kb/s または 128Kb/s の品目に係るものを除いて、最低利用期間があります。
- (2) デジタルデータ契約者は、最低利用期間内に特定事業者の契約約款に規定する専用契約の解除があった場合は残余の期間に対応する特定他社接続回線の料金（2（特定他社接続回線の料金）

に規定する額とします。)に相当する額を、一括して支払っていただきます。

- (3) デジタルデータ契約者は、最低利用期間内に特定事業者の契約約款に規定する品目の変更、サービスクラスによる区別の変更又は専用回線の移転があった場合は、変更前の特定他社接続回線の料金の額から変更後の特定他社接続回線の料金の額を控除し、残額があるときは、その残額に残余の期間を乗じて得た額を、一括して支払っていただきます。
- (4) 前号の場合に、特定事業者の契約約款に規定する品目の変更又はサービスクラスによる区別の変更と同時にその特定他社接続回線の設置場所において、特定他社接続回線の 신설又は特定他社接続回線に係る契約の解除を行うときの残額の算定は、同時に行う特定他社接続回線の料金を合算して行います。

2 特定他社接続回線の料金

2-1 基本回線使用料

特定他社接続回線 1 回線ごとに月額

特定事業者の高速デジタル伝送サービスに関する料金表に規定する基本回線専用料に係る料金額(接続専用回線でないときの額とします。)と同額

第5部 端末設備使用料(当社が提供するものに限りです。)

1 回線接続装置及び配線の使用料

1-1 フレームリレーサービスに係るもの

区 分		単 位	料 金 額
回 線 接 続 装 置	I 型	メタル配線によるもの (64Kbps 及び 128Kbps 用)	1 台ごとに月額 6,700 円 (税抜)
	II 型	光配線によるもの (64Kbps、128Kbps、 192Kbps、256Kbps、 384Kbps、512Kbps、 768Kbps、1Mbps 及び 1.5Mbps 用 (加入契約回 線が通常クラスのものに 限ります。))	1 台ごとに月額 24,000 円 (税抜)
	III 型	1.5Mbps (加入契約回線が エコノミークラスのもの に限ります。)	1 台ごとに月額 9,500 円 (税抜)
配線 (国際フレームリレー 加入契約回線の終端と回線 接続装置その他の端末設備 との間に設置する線路 (ジ ャック又はローゼットを含 みます。) をいいます。)		メタル配線	1 配線ごとに月額
		光配線	1 配線ごとに月額
			その配線を電気通信事業 者が提供する配線設備と みなした場合において適 用される配線専用料 (消 費税相当額を加算しない 額とします。) 相当額

1-2 ATM サービスに係るもの

種 類		単 位	料金額
(1) 回線接続装置（伝送設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する装置）	高速デジタル品目の1.5Mbps、2Mbps及び6Mbpsの加入契約回線（通常クラスのものに限ります。）用	1台ごとに月額	24,000円 （税抜）
	高速デジタル品目の45Mbps及びATM専用品目の加入契約回線用		その回線接続装置を国内電気通信事業者が設置する回線接続装置とみなした場合において適用される回線接続装置専用料（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額
	高速デジタル品目の1.5Mbpsの加入契約回線（エコノミークラスのものに限ります。）用		9,500円 （税抜）
(2) 配線（加入契約回線の終端と回線接続装置その他の端末設備との間に設置する線条（ジャック及びローゼットを含みます。））		1配線ごとに月額	その配線を国内電気通信事業者が提供する配線設備とみなした場合において適用される配線専用料（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額

1-3 IP-VPN サービスに係るもの

種 類			単 位	料金額
(1) 回線接続装置（伝送設備との間で信号の送受及び変換の機能を有する装置）	I型	64Kbps、128Kbps の加入ポート品目用	1台ごとに月額	50,000 円 (税抜)
	II型	256Kbps、512Kbps、1536Kbps、2Mbps の加入ポート品目用		100,000 円 (税抜)
	III型	3072Kbps、4608Kbps、4Mbps、6Mbps、8Mbps、45Mbps の加入ポート品目用		260,000 円 (税抜)
	IV型	64Kbps、128Kbps、256Kbps、512Kbps、1536Kbps、2Mbps の加入ポート品目用		60,000 円 (税抜)
	V型	3072Kbps、4Mbps の加入ポート品目用		150,000 円 (税抜)
	VI型	4608Kbps、6Mbps、8Mbps、の加入ポート品目用		170,000 円 (税抜)

第2表 工事に関する費用

1 加入契約回線に係る工事に関する費用

1-1 施設設置負担金

工事の種類	費用額
1 設置（加入契約回線の種類の変更を含みます。）	その加入契約回線を国内電気通信事業者が設置する専用回線（臨時専用契約以外のものとします。）とみなした場合において適用される工事に関する費用（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額
2 品目の変更（加入契約回線のサービスクラスの変更を含みます。）	

1-2 線路設置費（新たに線路を設置する場合に限りです。）

工事の種類	費用額
1 設置（加入契約回線の種類の変更を含みます。）	その加入契約回線を国内電気通信事業者が設置する専用回線（臨時専用契約以外のものとします。）とみなした場合において適用される工事に関する費用（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額
2 品目の変更（加入契約回線のサービスクラスの変更を含みます。）	
3 光配線とメタル配線の区別の変更	
4 移転	

2 契約解除に係る工事に関する費用

工事の種類	費用額
1 撤去	実 費

2-2 配線

工事の種類	費用額	
	(1) (2)以外のもの	(2) 当社が提供する配線に係るもの
1 設置	その配線を国内電気通信事業者が設置する配線設備とみなした場合において適用される工事に関する費用（消費税相当額を加算しない額とします。）相当額	実 費
2 種類の変更		
3 移転		
4 使用の一時中断		

3 契約解除に係る工事に関する費用

工事の種類	費用額
1 撤去	実 費

別表

別表第1号 デジタルデータサービスに関する技術的事項

第1部 フレームリレーサービスに係るもの

1 物理的条件及び伝送方式

(1) 当社が回線接続装置を設置しない場合

(イ) (ロ)以外のとき

加入契約回線の種類	物理的規格	伝送符号及びベアラ速度
64Kbps 128Kbps	2線式インタフェース	AMI 320Kbps (ITU-T 勧告 G.961AppendixIII 準拠)
64Kbps 128Kbps 192Kbps 256Kbps 384Kbps 512Kbps 768Kbps 1Mbps 1.5Mbps	F04型単心光ファイバ コネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	CMI 6.312Mbps
45Mbps		スクランブルド 2 値 NRZ 155.52Mbps

(ロ) 国内電気通信事業者が設置する通常クラス以外の専用回線で符号伝送速度が1.5Mbpsのものと同等の加入契約回線を使用するとき

物理的規格	電氣的規格	論理的規格
ISO 標準 IS10173 準拠 8ピンモジュラー	TTC 標準 JT-I431-a 準拠	

(2) 当社が回線接続装置を設置する場合

加入契約回線の種類	物理的規格	電氣的規格	論理的規格
64Kbps 128Kbps	ISO 標準 IS4903 15 ピンコネクタ	TTC 標準 JT-I430-a	
64Kbps 128Kbps	ISO 標準 IS2593 34 ピンコネクタ	ITU-T 勧告 V.35	ITU-T 勧告 V.24
192Kbps 256Kbps	ISO 標準 IS4902 37 ピンコネクタ	ITU-T 勧告 V.10/11	ITU-T 勧告 V.24
384Kbps 512Kbps	ISO 標準 IS4903 15 ピンコネクタ	ITU-T 勧告 X.21	ITU-T 勧告 X.21
768Kbps 1Mbps 1.5Mbps	ISO 標準 IS4903 15 ピンコネクタ	TTC 標準 JT-I431-a	
45Mbps	JIS C5412-1976 C02 形 BNC コネクタ	ITU-T 勧告 G.703	ITU-T 勧告 G.704

2 基本的な通信手順

加入契約回線の種類	通信手順
64Kbps 128Kbps 192Kbps 256Kbps 384Kbps 512Kbps 768Kbps 1Mbps 1.5Mbps 45Mbps	ITU-T 勧告 Q.922 に準拠

第2部 ATM サービスに係るもの

1 物理的条件及び伝送方式

1-1 加入契約回線が高速デジタル品目の場合

(1) (2)以外のとき

(イ) 当社が回線接続装置を設置しない場合

加入契約回線の種別	物理的規格	相互接続回路
1.5Mbps 2Mbps 6Mbps	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	CMI 6.312Mbps
45Mbps	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	伝送速度：155.520Mbps又は 51.840Mbps 符号形式：NRZ符号 光出力：+3dBm以下（平均値） 使用中心波長：1.31μm
150Mbps	F04 形単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	伝送速度：155.520Mbps 符号形式：NRZ符号 光出力等：+3dBm以下（平均値） 使用中心波長：1.31μm

(ロ) 当社が回線接続装置を設置する場合

加入契約回線の種別	物理的規格	電氣的規格	論理的規格
1.5Mbps	ISO標準IS4903 15ピンコネクタ	TTC標準 JT-I431-a	
2Mbps	ISO標準IS4903 15ピンコネクタ	ITU-T勧告 G.703	ITU-T勧告 G.704
6Mbps	BNC同軸コネクタ (JIS C5412 CNC02準拠)	TTC標準 JT-G703-a	

加入契約回線の種別	物理的規格	相互接続回路
45Mbps	BNC同軸コネクタ (JIS C5412 CNC02準拠)	ITU-T勧告 G.703
150Mbps	F04形単心光ファイバ コネクタ (JIS規格C5973準拠)	伝送速度：155.520Mbps 符号形式：NRZ符号 光出力等：-8dBm以下（平均値） 使用中心波長：1.31μm

(2) 国内電気通信事業者が設置する通常クラス以外の専用回線で符号伝送速度が 1.5Mbps のものと同等の加入契約回線を使用するとき

物理的規格	電氣的規格	論理的規格
ISO 標準 IS10173 準拠 8ピンモジュラー	TTC 標準 JT-I431-a 準拠	

1-2 加入契約回線がA T M専用品目の場合

(1) 国内電気通信事業者が設置する2芯式(SS方式)の専用回線と同等の加入契約回線を使用するとき

(イ)当社が回線接続装置を設置しない場合

加入契約回線の種別	物理的規格	相互接続回路
0.5Mbps～135Mbps	F04 形単心光ファイバ コネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	伝送速度：155.520Mbps 符号形式：NRZ 符号 光出力等：+ 3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長：1.31 μ m

(ロ)当社が回線接続装置を設置する場合

加入契約回線の種別	物理的規格	相互接続回路
0.5Mbps～135Mbps	F04 形単心光ファイバ コネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	伝送速度：155.520Mbps 符号形式：NRZ 符号 光出力等：- 8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長：1.31 μ m

(2) 国内電気通信事業者が設置する1芯式(PDS方式)の専用回線と同等の加入契約回線を使用するとき

加入契約回線の種別	物理的規格	相互接続回路
0.5Mbps～40Mbps	BNC 同軸コネクタ (JIS C5412 CNC02 準拠)	ITU-T 勧告 G.703
0.5Mbps～44Mbps	F04 形単心光ファイバ コネクタ (JIS規格 C5973 準拠)	伝送速度：155.520Mbps 符号形式：NRZ 符号 光出力等：- 8dBm 以下 (平均値) 使用中心波長：1.31 μ m

2 基本的な通信プロトコル

加入契約回線の品目及び種別	通信プロトコル
高速デジタル品目 (1.5Mbps～150Mbps) A T M専用品目 (0.5Mbps～135Mbps)	TTC 標準 JT-I 150 準拠 TTC 標準 JT-I 361 準拠 TTC 標準 JT-I 371 準拠 TTC 標準 JT-I 610 準拠

第3部 IP-VPN サービスに係るもの

1 専用線接続型に係るもの

(1) 当社が回線接続装置を設置しない場合

(イ) (ロ)以外のとき

加入契約回線の種類	物理的規格	伝送符号及びベアラ速度
64Kbps 128Kbps	2線式インタフェース	AMI 320Kbps (ITU-T 勧告 G.961AppendixIII 準拠)
64Kbps 128Kbps 256Kbps 512Kbps 1.5Mbps	F04 型単心光ファイバコネクタ (JIS 規格 C5973 準拠)	CMI 6.312Mbps
45Mbps		伝送速度：155.520Mbps 又は 51.840Mbps 符号形式：NRZ 符号 光出力：+3dBm 以下 (平均値) 使用中心波長：1.31 μ m

(ロ) 国内電気通信事業者が設置する通常クラス以外の専用回線で符号伝送速度が1.5Mbpsのものと同等の加入契約回線を使用するとき

物理的規格	電氣的規格	論理的規格
ISO 標準 IS10173 準拠 8ピンモジュラー	TTC 標準 JT-I431-a 準拠	

(2) 当社が回線接続装置を設置する場合

加入契約回線の種類	物理的規格	電氣的規格	論理的規格
64Kbps 128Kbps	ISO 標準 IS4903 15ピンコネクタ	TTC 標準 JT-I430-a	
64Kbps 128Kbps 192Kbps 256Kbps 384Kbps 512Kbps	ISO 標準 IS2593 34ピンコネクタ	ITU-T 勧告 V.35	ITU-T 勧告 V.24
	ISO 標準 IS4902 37ピンコネクタ	ITU-T 勧告 V.10/11	ITU-T 勧告 V.24
	ISO 標準 IS4903 15ピンコネクタ	ITU-T 勧告 X.21	ITU-T 勧告 X.21
768Kbps 1Mbps 1.5Mbps	ISO 標準 IS4903 15ピンコネクタ	TTC 標準 JT-I431-a	
45Mbps	JIS C5412-1976 C02 形 BNC コネクタ	ITU-T 勧告 G.703	ITU-T 勧告 G.704

2 イーサネット接続型に係るもの

(1) 物理的条件及び伝送方式

加入契約回線の品目	物理的規格	電氣的規格	論理的規格
10 Base-T	IEEE 802.3 10BASE-T 準拠		
100 Base-TX	IEEE 802.3u 100BASE-TX 準拠		

(2) 基本的な通信手順

加入契約回線の品目	通信手順
10 Base-T	IEEE 発行 IEEE802.2(LLC), IEEE802.3 及び IAB 発行 RFC1042,SNAP,Ethernet II に準拠
100 Base-TX	IEEE 発行 IEEE802.3u に準拠

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成17年5月6日から実施します。

(契約に関する経過措置)

第2条 この約款実施の際現にソフトバンク・アイディーシー株式会社（旧社名：日本テレコム・アイディーシー株式会社）（以下「SBIDC」といいます。）が締結しているデジタルデータサービス契約約款（以下「旧約款」といいます。）の規定により締結している次の表の左欄の契約のうち、当社が提供するサービスに相当する部分については、この約款実施の日において、それぞれこの約款の規定により当社が締結した同表の右欄の契約に移行したものとします。

デジタルデータ契約	デジタルデータ契約
-----------	-----------

(この約款実施前に行った手続の効力)

第3条 前項の契約において、この約款実施前にSBIDCに対し旧約款の規定により行った手続その他の行為は、当社の約款中にこれに相当する規定がある場合は、当社の約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

(この約款実施時のサービス提供者)

第4条 この約款実施の際現に、旧約款の規定により締結されている附則第2条に係る契約に基づき提供されているサービスは、当社の約款中にこれに相当する規定がある場合は、当社の約款の規定に基づいて提供しているものとみなします。

(料金その他の債務に関する経過措置)

第5条 この約款実施前に、旧約款の規定によりSBIDCが提供した電気通信サービスの料金その他の債務に係る債権については、この約款実施日に当社がSBIDCから引き継ぐものとします。

(損害賠償に関する経過措置)

第6条 この約款実施前に、旧約款の規定によりその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償については、この約款実施日において当社がSBIDCから引き継ぐものとし、その取扱いについては、なお従前のおりとしします。

(附則に関する経過措置)

第7条 この約款実施の際、現に旧約款の附則の規定により適用されている経過措置については、本約款においても有効に存続するものとします。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 6 月 17 日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成 17 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

第 1 条 この約款は、平成 17 年 12 月 2 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成 18 年 1 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 18 年 6 月 1 日から実施します。

(旧イーサネット型通信サービスに係る経過措置)

第 2 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット型通信サービス(以下「旧イーサネット型通信サービス」といいます。)については、次に規定するものを除いて、なお従前の通りとします。

(1) 旧イーサネット型通信サービスの種類

旧イーサネット型通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
旧第 1 種イーサネット型通信サービス	特定の加入契約回線を使用して行うイーサネット型通信サービス
旧第 2 種イーサネット型通信サービス	特定の他社接続回線又は特定の加入者専用回線（当社の交換設備とデジタルデータ契約者が指定する場所との間を接続するための、当社が別に定める電気通信事業者の電気通信回線をいいます。）を使用して行うイーサネット型通信サービス

（旧第 1 種イーサネット型通信サービスに係る経過措置）

第 3 条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第 1 種イーサネット型通信サービス（以下この附則において「旧第 1 種イーサネット型通信サービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いについては、次に規定するものを除いて、なお従前の通りとします。

(1) 旧第 1 種イーサネット型通信サービスの種別

旧第 1 種イーサネット型通信サービスには、次の種別があります。

種 別	内 容
タイプ 1	当社が別に定める、都市内型サービス提供区域において提供するイーサネット型通信サービス
タイプ 2	当社が別に定める、都市間接続型サービス提供区域において提供するイーサネット型通信サービス
備 考	
1 タイプ 1 については、加入契約回線のうち第 3 種の利用に限り提供します。	
2 当社は、タイプ 1 について、そのデジタルデータ契約者が実費を支払うことを条件に、別に定める都市内型サービス提供区域以外においても提供を行うことがあります。	
3 タイプ 1 について、当社が別に定める都市内型サービス提供区域とは、東京都の一部をいいます。	

(2) 旧第 1 種イーサネット型通信サービスのタイプ 1 に係る品目及び使用料

① 加入ポートの使用料

①-1 一般使用に係るもの

1 の加入ポートごとに月額

品 目	料金額
1Mbps	40,000 円 (42,000 円)
1.5Mbps	35,000 円 (36,750 円)
2Mbps	45,000 円 (47,250 円)
4Mbps	50,000 円 (52,500 円)
6Mbps	55,000 円 (57,750 円)
8Mbps	60,000 円 (63,000 円)
10Mbps	65,000 円 (68,250 円)
20Mbps	70,000 円 (73,500 円)
30Mbps	75,000 円 (78,750 円)
40Mbps	80,000 円 (84,000 円)
50Mbps	85,000 円 (89,250 円)
60Mbps	90,000 円 (94,500 円)
70Mbps	95,000 円 (99,750 円)
80Mbps	100,000 円 (105,000 円)
90Mbps	105,000 円 (110,250 円)

100Mbps	110,000 円 (115,500 円)
---------	-----------------------

①-2 短期使用に係るもの

1の加入ポートごとに月額

品目	料金額
1Mbps	65,000 円 (68,250 円)
1.5Mbps	65,000 円 (68,250 円)
2Mbps	65,000 円 (68,250 円)
4Mbps	72,000 円 (75,600 円)
6Mbps	79,000 円 (82,950 円)
8Mbps	86,000 円 (90,300 円)
10Mbps	93,000 円 (97,650 円)
20Mbps	100,000 円 (105,000 円)
30Mbps	107,000 円 (112,350 円)
40Mbps	114,000 円 (119,700 円)
50Mbps	121,000 円 (127,050 円)
60Mbps	128,000 円 (134,400 円)
70Mbps	135,000 円 (141,750 円)
80Mbps	142,000 円 (149,100 円)
90Mbps	149,000 円 (156,450 円)
100Mbps	156,000 円 (163,800 円)

② 加入契約回線の使用料

1の加入契約回線ごとに月額

品目	料金額
10 Base-T	10,000 円 (10,500 円)
100 Base-TX	

③ 付加機能使用料

旧第1種イーサネット型通信サービス（タイプ1に限ります。以下この(3)において同じとします。）には、この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している帯域制御機能のほか、次の付加機能があります。

付加機能の種類		品目等	料金額
特定サービス 接続機能	特定サービス（イーサネット通信網サービス契約約款に規定する第2種イーサネット通信網サービス及び第4種イーサネット通信網サービスとします。以下同じとします。）に関する電気通信回線設備と接続する機能	機能使用料	
		1の契約者回線群ごとに月額	
		1 Mbps	70,000 円 (73,500 円)
		2 Mbps	80,000 円 (84,000 円)
		4 Mbps	90,000 円 (94,500 円)
		6 Mbps	100,000 円 (105,000 円)
		8 Mbps	110,000 円 (115,500 円)
		10 Mbps	120,000 円 (126,000 円)
		20 Mbps	140,000 円 (147,000 円)
		30 Mbps	160,000 円 (168,000 円)

	40 Mbps	180,000 円 (189,000 円)
	50 Mbps	200,000 円 (210,000 円)
	60 Mbps	220,000 円 (231,000 円)
	70 Mbps	240,000 円 (252,000 円)
	80 Mbps	260,000 円 (273,000 円)
	90 Mbps	280,000 円 (294,000 円)
	100 Mbps	300,000 円 (315,000 円)

備 考

- (1) 当社は、契約者回線群の代表者である旧第1種イーサネット型通信サービスに係るデジタルデータ契約者から請求があったときに限り、この特定サービス接続機能を提供します。
- (2) (1)の請求があった場合において、その契約者回線群に所属する加入契約回線に係る全てのデジタルデータ契約者は、この機能を利用することができます。
- (3) 代表者である旧第1種イーサネット型通信サービスに係るデジタルデータ契約者は、本機能を利用して接続する契約者回線群（イーサネット通信網サービス契約約款に定めるものをいいます。）を指定するものとします。
- (4) 当社は、この機能について、最低利用期間の対象とはしません。
- (5) 当社は、この機能を利用する契約者回線群に所属する旧第1種イーサネット型通信サービスの加入契約回線について、その料金の取扱いのうち通則に定める料金の計算方法その他当社が別に定める事項についてはイーサネット通信網サービス契約約款の規定を準用するものとします。ただし、デジタルデータ契約者から申出があった場合については、この限りではありません。
- (6) (1)から(5)に定める他当該機能に係る細目事項は、当社が別に定めるところによります。

(3) 付加機能に係る工事に関する費用

旧第1種イーサネット型通信サービス（タイプ1に限ります。）の付加機能に係る工事に関する費用は、次のとおりとします。

① 帯域制御機能に係るもの

工事の種類	単位	費用額
1 初期設定	1の加入ポートごとに	20,000 円(20,100 円)
2 変更設定	1の加入ポートごとに	10,000 円(10,500 円)

② 特定サービス接続機能に係るもの

工事の種類	単位	費用額
1 初期設定	1の契約者回線群ごとに	60,000 円(63,000 円)

(旧第2種イーサネット型通信サービスに関する経過措置)

第4条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供している第2種イーサネット型通信サービス（以下この附則において「旧第2種イーサネット型通信サービス」といいます。）に関する料金その他の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(イーサネット接続型(1)に係るIP-VPNサービスに関する経過措置)

第5条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているイーサネット接続型(1)に係るIP-VPNサービスに関する料金その他の取扱いについては、なお従前のおりとします。

(イーサネット接続型(2)に係るIP-VPNサービスに関する経過措置)

第6条 この改正規定実施の際現に、改正前の規定により提供しているIP-VPNサービスのうちイーサネッ

ト接続型(2)を利用するデジタルデータ契約については、この改正規定実施の日において、改正後の約款の規定により提供するIP-VPNサービスのうちイーサネット接続型を利用するデジタルデータ契約に移行したものとみなします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第7条 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

この改正規定は、平成18年10月1日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成18年12月25日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この約款は、平成19年11月1日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第2条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとします。

附 則

この改正規定は、平成20年12月15日から実施します。

附 則

(実施期日)

第1条 この改正規定は、平成21年8月1日から実施します。

ただし、平成21年7月31日までに、デジタルデータ契約者から、この約款に定める料金の計算方法等について別に定める取扱いを行う申出があった場合は、この限りではありません。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成 22 年 4 月 1 日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成 22 年 6 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 22 年 10 月 8 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成 24 年 10 月 1 日から実施します。

附 則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 26 年 4 月 1 日から実施します。

第 2 条 平成 18 年 6 月 1 日実施の附則に規定する税込価額については、平成 26 年 3 月 31 日までの消費税相当額により算出した額とし、この改正規定実施の日において、当該附則に規定する税抜価額に消費税相当額を加算した額に読み替えるものとします。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 3 条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

(実施期日)

第 1 条 この改正規定は、平成 27 年 4 月 1 日から実施します。

(料金等の支払いに関する経過措置)

第 2 条 この改正規定実施前に支払い、又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

附 則

この改正規定は、平成 27 年 7 月 1 日から実施します。

附 則

この改正規定は、平成 29 年 9 月 1 日から実施します。

附 則

この改正規定は、令和 4 年 4 月 1 日から実施します。

別紙1 取扱地域

デジタルデータサービスに係る外国側の取扱地域は、次に掲げるとおりとします。

1 フレームリレーサービスに係るもの

ゾーン	地方	取扱地域
I	アジア地方	<ul style="list-style-type: none"> ・インドネシア共和国 ・シンガポール共和国 ・タイ王国 ・台湾 ・大韓民国 ・中華人民共和国 ・フィリピン共和国 ・香港 ・マレーシア ・ロシア連邦（アムール州、イルクーツク州、沿海地方、カムチャッカ州、サハ共和国、サハリン州、チタ州、ハバロフスク地方、ブリヤート共和国及びマガダン州に限ります。）
II	大洋州地方	・オーストラリア
	北アメリカ地方	・アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。）
III	ヨーロッパ地方	<ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド ・イタリア共和国 ・オーストリア共和国 ・オランダ王国 ・ギリシア共和国 ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 ・スイス連邦 ・スウェーデン王国 ・スペイン ・デンマーク王国 ・ドイツ連邦共和国 ・ノルウェー王国 ・フィンランド共和国 ・フランス共和国 ・ベルギー王国 ・ポルトガル共和国 ・ルクセンブルク大公国
IV	南アメリカ地方	・ブラジル連邦共和国

2 ATM サービスに係るもの

ゾーン	地方	取扱地域
I	アジア地方	<ul style="list-style-type: none"> ・シンガポール共和国 ・台湾 ・大韓民国 ・香港 ・マレーシア
II	大洋州地方	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア
	北アメリカ地方	<ul style="list-style-type: none"> ・アメリカ合衆国（アラスカ及びハワイを除きます。） ・カナダ
III	ヨーロッパ地方	<ul style="list-style-type: none"> ・アイルランド ・イタリア共和国 ・オーストリア共和国 ・オランダ王国 ・グレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国 ・スイス連邦 ・スウェーデン王国 ・スペイン ・デンマーク王国 ・ドイツ連邦共和国 ・ノルウェー王国 ・フィンランド共和国 ・フランス共和国 ・ベルギー王国

別紙2 特定事業者

当社が別に定める特定事業者は、次表に掲げるとおりとします。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・ 東日本電信電話株式会社・ 西日本電信電話株式会社・ 株式会社ケイ・オプティコム・ エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社・ KDD I 株式会社 |
|--|